

## 平成22年第1回幸田町議会定例会会議録（第3号）

---

### 議事日程

平成22年3月5日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第3号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について  
第4号議案 工事の請負契約について（中央小学校体育館改築工事（本体工事））  
第5号議案 町道路線の認定及び廃止について  
第14号議案 平成22年度幸田町一般会計予算  
第15号議案 平成22年度幸田町土地取得特別会計予算  
第16号議案 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計予算  
第17号議案 平成22年度幸田町老人保健特別会計予算  
第18号議案 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算  
第19号議案 平成22年度幸田町介護保険特別会計予算  
第20号議案 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算  
第21号議案 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算  
第22号議案 平成22年度幸田町下水道事業特別会計予算  
第23号議案 平成22年度幸田町水道事業会計予算
- 日程第3 予算特別委員会の設置について
- 

### 本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員（15名）

1番 酒向弘康君	2番 大嶽弘君	3番 池田久男君
4番 水野千代子君	6番 足立嘉之君	7番 鈴木博司君
8番 杉浦務君	9番 鈴木修一君	10番 黒柳広治君
11番 大須賀好夫君	12番 内田等君	13番 丸山千代子君
14番 伊藤宗次君	15番 夏目一成君	16番 鈴木三津男君

#### 欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	近藤徳光君	副町長	大須賀一誠君
総務部長	新家道雄君	健康福祉部長	音部年秀君
環境経済部長	松本和雄君	建設部長	鍋田堅次郎君
会計管理者	本多幸夫君	参事	鈴木忠男君
教育長	内田浩君	教育部長	牧野良司君
消防長	酒井利津夫君		

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 局長 長坂安博君 主 幹 鈴木政彦君

---

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、ご審議、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（鈴木三津男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 新家道雄君 登壇〕

○総務部長（新家道雄君） 質疑事前要求資料が4件ございました。本日、お手元に配付いたしましたので、よろしく願いをいたします。

以上です。

〔総務部長 新家道雄君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、11名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、ご了承願います。

---

日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、9番 鈴木修一君、10番 黒柳広治君のご兩名を指名いたします。

---

日程第2

○議長（鈴木三津男君） 日程第2、第3号議案から第5号議案の3件と第14号議案から第23号議案までの10件、合わせて13件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき3回、15分以内といたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いします。

では、第3号議案の質疑を行います。

まず、4番、水野千代子君の質疑を許します。

4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 今回は、職員の住宅手当を見直すものですが、今回の改正は、自

己の所有等の世帯主の職員は3,000円から1,500円に、また新築から購入してから5年間の職員は4,000円から1,500円に、またそれ以外の職員は2,000円から廃止、これは家賃を払っている職員は別でございますが、廃止になるわけですが、それぞれの対象人数はどれぐらいかをお聞かせを願いたいと思います。

そして、また今回の改正によって、どのぐらいの差額が、要するに削減額が出るのかということをお聞かせねがいたいと思います。

それから、職員に対しては、一昨年の世界的な経済不況や景気低迷などから、今まで地域手当とか期末手当等が見直されてきたわけでございますが、職員にとっては大変厳しい状況ではないかなというふうに思っております。今回の改正に合わせまして、1人平均どのぐらいの給料が減額となるのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。平均で結構でございます。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） まず、住居手当の関係でございますが、自己の所有する住宅に居住する職員、これにつきましては、現行、月額3,000円の手当支給ですが、この対象人員が71名でございます。

新築または購入した自己の住宅に関しまして、5年間4,000円の支給、これにつきましては、24名でございます。それ以外の親族の所有住宅等に居住する職員に支給されております月額2,000円につきましては、159名でございます。合わせまして254名でございます。その影響金額につきましては、581万4,000円ということになります。

なお、アパート暮らしの関係につきましては、家賃に対して2万7,000円を限度に住居手当として一部支給しておる制度については、変更はございません。参考に、アパートに暮らす職員につきましては、41名という人数になっております。

最近の社会情勢の変化によりまして、職員の給与の改定をしてきたところでございますが、その減額の内容でございますけれども、地域手当を8%から5%に、この影響額が総額で3,846万7,000円でございます。次に、期末手当の関係につきましては、2,958万3,000円でございます。勤勉手当の関係では、1,177万6,000円ということで、住居手当も合わせて1人当たりの削減額、影響額につきましては、年間で27万1,876円という、こういった影響額が出たわけでございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 先ほど、私、住宅手当と言ったようでございますが、住居手当の間違いですので、訂正させていただきたいというふうに思います。

今、それぞれの人数と削減額、また1人当たりが年間27万円ほど削減をされたということで、本当に世界的、また世の中、日本、また幸田町も大変厳しい状況ではあるかということは重々わかってはおりますが、やはりこれだけの大きな手当等が削減されるということは、職員のやる気を失せさす一つになるのではないかなというふうには一つはございます。

この今回の住居手当というのは、総額で581万ということで今お聞きをしたわけですが、本当にこのぐらいと言ったら語弊かもわかりませんが、何とかならなかったのか

なという思いをいたすところでございます。

もう1点お聞きをしたいというふうに思いますが、近隣市町等のこの住居手当の現況がおわかりになればお聞かせを願いたいというふうに思います。

今回は、自己所有の世帯主、また新築購入の5年間とそれ以外の2,000円から廃止ということになっておりますが、今回は家賃を払う職員に関しては改正はされないということでございますが、近隣市町の住居手当のそれぞれの現況をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 本町の住居手当につきましては、国どおりではございません。

町独自の住居手当制度がございます。それは、先ほど持ち家の者に対する月額、改正後で言いますと1,500円、この制度につきましては、国の制度にない制度としてございます。

県下の状況でございますけれども、国どおりという自治体につきましては、44団体でございます。それ以外の団体につきましては、本町と同様、独自の住居手当制度を持っており。しかし、その残りの団体につきましても、昨年の人勧が出ましたので、それぞれ独自制度の見直しをしておるといった状況でございます。

ちなみに、独自の手当制度を持つ、先ほどの幸田町で言う持ち家の1,500円に相当する部分でございますけれども、豊橋市が4,700円、岡崎市が4,500円、津島市が4,100円、西尾市が2,000円といったような状況になっておるところでございます。さらに、近隣の刈谷市が3,500円、安城市が4,500円といった状況でございます。

そういう独自制度の中で、幸田町が一番低い状況にはあるわけですが、1,500円でございますので、そういった独自制度を労使の交渉の中で残してきたという経過がございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 今、近隣市町の住居手当を教えてくださいまして、部長が言われた、幸田町が一番低いということを言われたわけですが、この一番低く設定された理由というのは、職員自らの削減に努めなければいけないという、そういう職員の意思があらわれたものなのかどうかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 人勧では、新築購入の2,500円が廃止されたと、住居手当の引き下げがなされたということでございます。

そういった流れを受けて、私どもも組合に対しまして、その削減提案をさせていただきました。そういう提案のもとに、労使でも合意を得た金額が1,500円ということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君

○13番（丸山千代子君） 資料を出していただきましたので、それぞれ減額・廃止対象者別と同時に削減額も出していただきましたので、改めては質問をいたしません、通告してあります中で、この住居手当の考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 職員の給与は、給料と手当でございます。その手当の中に住居手当が含まれるということでございますので、給与の一部という認識しております。

（「そんなことはわかってる。ですから、住居手当は何でしょうかと、考え方がです。」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 職員が居住する住居に対する手当ということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど水野議員の質疑に対して、人勸が住居手当を引き下げたということと、それから手当などをなくしてきたということをご提案されてきたことよって、国の制度はことし1月から廃止をされたよということでありまして、この国の制度にはないということをおっしゃられたけれども、町独自のものであるということも言われましたが、では、この住居手当とは、総務部長は、ただ給料と住宅に対する手当だよと言われたわけでありまして、じゃあお聞きしたいというふうに思いますが、そもそも住居手当というものの考え方、これに対して私はお聞きしたかったわけでありまして、そうした点でお答えがいただきたいわけですが、回答がございません。

そこで、幸田町の場合は、この住居手当は制度としては残すよということでありまして、その中で、手をつけられなかったのが賃貸に居住する職員の住居手当は廃止をしなかったという、手をつけなかったということでもありますよね。

賃貸であろうが、持ち家であろうが、その住まう家に対しての負担というのは、それぞれ負担を伴っているわけですよね。ですから、そうした点において、持ち家、あるいは親族の持っている住居に居住する職員の手当も廃止をするという、こういう考え方についてはとても納得がいかないというものであります。

たとえ親が持っている住居であろうと、そこに居住するに当たっては、同じように負担をしているわけでありまして、そうした点からすれば、その負担というのは、賃貸であろうと何であろうと負担に変わりはないというふうに思います。

それで、その職員の給料は本給プラス手当で成っている。これは、どこでも職員に限らず、一般の会社員であろうと、そうした制度を持っているわけでありまして、またセールスであれば、販売手当等、そういうもろもろの手当によって給料が成り立っているわけでありまして、こうした手当等を削減をすれば、これはそもそも生活給の一部としてみなしているわけでございますので、削減額が、1人当たりの平均額も言われましたけれども、社員の民間の働く人たちの給料にも大きく影響してくると言わざるを得ないわけでありまして、そうした点からすれば、幸田町の職員の削減が毎年毎年、今年度に限り言えば、3回も引き下げられるというような異常事態ではないかというふうに思うわけでありまして、そうした点についてお答えがいただきたいということでもあります。

それから、部長は「人勸に基づく」と言われましたけれども、人勸は廃止の方向とい

うことも出てきている中で、すべてこうしたのを国の制度に基づいてやらなければならないのかと、こうしたことがやはりまかり通っていること自体が問題ではないかということでもあります。地方自治の本旨にも反するものではないかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 住宅に係る経費、これはもちろん存在するわけでございます。それぞれアパートで暮らす場合、持ち家で暮らす場合、親族所有の住宅に暮らす場合、それぞれ経費があると思いますが、その経費の大小がやはりあるかと思えます。そういったものに応じて、現在の住居手当制度として対応しておるという認識しております。

昨年来から、水野議員からもあったわけですが、地域手当、期末・勤勉手当等の削減もしてまいりました。確かに、職員に対する影響は大きなものがあるわけですが、やはり社会情勢の適応という状況の中で、引き下げざるを得ないという認識でおるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 人勸が廃止の方向というようなことも漏れ聞いている中で、すべて国の言うとおりと、従わなければならないのかということでもありますよね。

そうした点で、町独自の制度というふうに言われるならば、なぜそれを守っていけなかったのかということもございますけれども、社会情勢の適応と言われますが、この社会情勢の適応というのは、どういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

今年度は3回目の削減でありますよね。民間給与が3回も削減されておりますか。そうした点からすれば、民間で3度も削減をするというようなこともないわけですので、この社会情勢の適応というのはどこからそういうふうに出てくるのでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 3回という形ではなくて、トータルとしての削減として提案をし、了解を労使とも得ておるわけでございます。

職員の給与に関しましては、生計費でもあるということは認めるわけでございますが、先ほどの情勢適応の原則という中には、国・県、他の市町村との均衡、民間との均衡といったような中で、公務員の給与は決めていくという、そういうルールがございます。

そういった中で、今回、そのような措置をさせていただいたということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一つは、賃金の社会性、こういうものが現に貫かれているというのが賃金というものの性格かなというふうに私は理解をするわけですが、そうした中で、公務員労働者だけの問題ではなくて、民間を含めた、今、経済がこういうふうに大きく落ち込み、さらにラスパイレスという関係も含めて、どんどんどんどん引き下げられてくると、悪循環ですよ。

悪循環をどうするのかという点で、自治体として果たす役割は何かと、こういうものを見ていかないと、いや、近隣と見合わせて、あるいは社会情勢適応の原則だと、地公

法に「情勢適応の原則」と、こういうのがあるわけだ。

だけれども、そうした時に、じゃあ自治体としての役割は何かと、今日の世情を含めてね。それは一つは、貧困をなくしていく、そして暮らしを守る、これが自治体としての使命じゃないですか。

そうした時に、その自治体で働く労働者の賃金をどんどん引き下げて、幸田町という一つの自治体が幸田町の中に住む人たちの貧困をなくして、暮らしを守るなんていうことができるのかと。いわゆる、公務員労働者、町の職員の賃金水準をカットしたと、その痛みは何なのかと言ったら、総なべて住民の苦しみに、痛みになる。

厚労省がつい最近、去年の勤労者の収入、所得がどうなったかというのを出示しましたよね。年間35万円、賃金が引き下げられた。幸田町は27万余りと、そこに差があるんでいいじゃないかという問題じゃないんですよ。

厚労省がやってるのは、中小零細から大企業、公務員労働者と、押しなべて35万の年収が減なんです。それが、今日の不況をさらに長引かせて、出口もない、スパイラルというように言われるように、らせん状にどんどんどんどん下がっていく、こういう状況の中に自治体としての役割を何ら果たさなくて、いや、人勤がそうだ、近隣の市町がそうだという形で追随をするというのが悪循環なんだ。

そういう時に、根本的にもお尋ねするのは、自治体としての使命は何なのか。私申し上げましたけれども、貧困をなくしていく、そこに住む、暮らす住民の暮らしを守っていく、これが自治体に課せられた使命じゃないですか。まず、この点について答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 自治体がスパイラルを断ち切ると、そういった立場に立つということのご提案でございますけれども、やはり公務員に対する給与に対する厳しい見方もございます。そういった中では、やはり先頭を立てて公務員の給与を維持・改善するというような立場には、どうしても断ち切れないといった状況でございます。

今回の住居訂正につきましても、県下の大半の団体、44団体が国どおりの内容で改定をいたしております。残る14団体の中に幸田町も含まれるわけですが、その14団体の独自の住居手当制度、これを維持するということが、やはりせめてものという言い方はございませんけれども、これがやはり町としての独自性といいますか、これは労使の中での合意事項でございますので、こういったものを存続を今後考えていきたいということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 昔、こういうことが言われましたよね、「赤信号、みんなで渡れば怖くない」、今の状況というのは、「貧困をみんなでつくり上げれば怖くない」、貧困競争ですよ。

そうした時に、幸田町の職員だけ、現状、ほかの市町がどんどんどんどん削減していく中で、幸田町だけが頑張るのは至難だということを正当化していく。そういうふうにしていけば、おれたちも下がったから、住民も苦しい。住民も苦しいけれども、おれたちも苦しいという、お互いの傷をなめ合う中で、じゃあ自治体として本当にここに住む

人たちの貧困をなくして暮らしを守るという施策が貫けられるかどうかだ。

住民から苦しい生活の状況が訴えられた時に、「いや、私たちも町長によってね」とは言わんわな。「私たちも賃金を引き下げられて大変な状況ですよ」と、これはお互いに傷のなめ合いですよ。それで、自治体としての使命や役割が果たせるかということなんです。

どこで踏ん張りながら、踏ん張っただけで何もやらなかったら、おまえらだけの懐だけ温まっているじゃないかという住民の批判が出てくるのが当たり前。しかし、そこで踏ん張りながら、住民の暮らしを守り貧困をなくすためにどういう施策を展開するかが、私は自治体の使命だと思う。

そういった点からいけば、町長の施策、方針というものが大きく問われてくるし、その内容が住民の生活の中にも反映してくるわけですよ。そういった点では、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 職員、公務員の生活を守る、向上させる、その考え方にいささかも変わりはないわけでありますが、先ほどから部長が申し上げておりますように、県下大半の市町村が追随をして下げておるわけでありまして、そういうこと等からいたしましても、行政を預かる責任者としましても、また特に今後のさまざまな事業に対しましても思う時に、また地公法第24条ですか、国及び他市町村を参考に決めると、先ほど来、人勧できちっとその方針が定められたわけでありまして。

もちろん、これはすべてを守らなければならんわけではありませんが、しかし国がそういうような意向を示された以上、これはやっぱりある程度、どこの市町村も守っていかざるを得ないと、このような状況であるというふうに思います。

したがって、先ほど来、スパイラルに陥る、あるいはまたそういうことに対して危惧をされるわけでありまして、やはりやむを得んと、そのように思い、職員の皆さんに無理をお願いをして、今回、提案をさせていただくことにいたしました。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 人勧という言葉が盛んに言われるわけですが、人事院の勧告は、国家公務員に対する給与、あるいは労働条件に対する人事院としての勧告であって、地方公務員にはそれはないわけです。

そうした時に、じゃあ幸田町独自の人事公平委員会を設けるかということになると、それは難しいだろうと。どこに意見をするかと言ったら、意見をするところが人勧だというだけの話なんで、人勧が右向けと言ったら、おれは右は向きたくないから真っすぐ向いたままにいたいということだってできるはずなんだ。

そうした時に、今、大半の労働者の、内容にもありますけれども、本来的には、給料が給料と期末手当1本、そういうものでなければならんと思うんです。期末手当も、基本的には給料の当たりの性格を持つということが言われております。

そうした点からいけば、諸手当は給料本給を補完するという位置づけがされてくる中で、これは長い歴史があるんで、長い歴史をここで述べようとは思いませんけれども、つまり給料の本給が低いものを補完をするというものが期末・勤勉手当であり、諸手当



というものの性格という点からいけば、どこを直すかと言ったら、大もとを直さん限り、この論議は発展せんという点からいけば、やはり本給をどの水準に上げていくのか、憲法で保障された「健康で文化的で衛生的な生活を営む国民の権利」を自治体としてどう具現化していくかというのは、給料表を大幅にアップするしかないわけだ。そうした中で、諸手当という附属給を削減をしていくと、こういうものが両輪のごとくやっていると、私はあかんと。

しかし、給料表はどんどんどんどん、もう今、下げられてきているわけですよ、中身が。そして、諸手当もどんどんどんどん削減していったら、まさに自治体の労働者が貧困の水準にどんどんどんどん落ち込まれていく、そういうものに住居手当が今回乗っかって、さらなる引き下げもやってくるという状況も私は見えると思うんです。

そうした時に、じゃあ今後、本給、給料表を含めて、給料表の改定・見直し、それから諸手当の削減、あるいは廃止という状況を、今後、あなた方自身はどういうふうに見ておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 先ほど来、申し上げているように、人勸は、それは確かに国の公務員に対するものでございますが、しかし先ほど来申し上げたとおり、部長がさっきも申し上げたわけでありまして、給料と手当から給与は構成されておるといふふうに思いますし、私どもは給料には減給はいたしておりません。愛知県自体は、本給4%カットというようなことでも、そういうような非常事態に備えたということであるわけですが、大半の市町村がそうした状況下におかれ、あるいは県でもそうありますが、そういう状況、公務員に対する国民・住民の目は極めて厳しい。それだけに、その形を示していく必要がある、信頼を取り戻していく必要がある。そのようなこと等からいたしましても、これは職員の皆さんにご無理を言って了解をいただいたわけでありまして、その辺はひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

いずれにしても、職員に対する給与は生活給であり、あるいは職務給であります。そういう面で、安定的に保障されてこそしかりであると、そういう考え方には常に立って対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第3号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第4号議案の質疑を行います。

まず、2番、大嶽 弘君の質疑を許します。

2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） 指名競争の入札のあり方についてお尋ねをします。

今回の中央小学校の工事では、予定価格に対して落札価格72.7%という状況で、町外の名古屋市の業者の方が落札をされたということですが、今日お尋ねしたいことは、この指名競争のうち、町内とか町外業者に入札案内をする場合の基準とか要綱等がございましたら、どういう基準になっているのかということが1点。

それから、いろいろ経済情勢とかいろいろな環境が変化してきておるわけでございま

すが、町内業者の現況の現在の業界の実態などを把握して、育成とか、生存とか、いろいろ問題があるわけですが、そういう中で、町としてどういうふうな考え方でそういう工事の発注をしていくのかということ、それからもう1点だけ、そういう情勢に応じた要綱の見直しとか改正まで踏み込んで考えていくべきでないのかという点についての考え方を示していただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 入札につきましては、幸田町入札参加審査要綱というものの中に、入札参加の選定基準を設けております。今回のような工事につきましては、設計額は言えませんが、その区分でいきますと、1億5,000万から5億円という範囲に該当します。したがって、この区分表からしますと、選定業者は12社以上ということになっております。

その内訳として、町内業者を7社以上、町外を5社以内という基準になっております。したがって、町内業者の育成という立場でのご質問でございます。この基準表からすれば、町内業者が7、町外が5でございますので、町内業者の機会を十分与えておると、落札のチャンスもあるという、そういう内容で認識をいたしております。

したがって、この要綱で十分町内業者の機会を与えているものとして考えておりますので、当面、要綱の改正は予定はいたしておりません。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） 町内業者にも入札案内をしているから、チャンスは十分ある、育成もできる、こういうご回答かと思いましたが、こういう経済情勢になってまいりますと、大手企業も必死でございまして、大手の方が確かに利益ベースは上げることができるでしょう、大量仕入れができますし、いろいろな物も用意できますから、確かに価格を下げてやれるかもわかりません。

そういう時においては、同じように町内に7社だろうと100社であろうと、町外のそういう有力企業が1社出てくれば、100対1でも、1社が全部持っていつてしまうわけです。

全国ベースで大手業者が仕事がたくさんあれば、町内、そういう中までは来ないでしょうが、自分たちが生きていこうとすると、やはりやみくもにどこでも全部行かないとということで、来てしまうわけですね。

私がお尋ねしたいのは、そういう大手ゼネコンというのは、国の大きな事業、そういうものを、港湾とか飛行場とか、そういう大きい仕事は、町内のこういう小さいところではできませんが、そういうふうなところ、県は県に見合うような、そういう建設大手の業者も必要でしょう。

そうすると、町内の仕事というものは、町内である程度カバーできるものはしていくような、そういう施策なり要綱の見直しをしていった方が業界を生かす、いろいろな価格を下げれば、財政は助かります、確かに。けれども、そこへ行くまでの箱物は、確かに財政負担を軽減という安い価格になりますが、じゃあそこへ行くまでの建設業者とか仕事とか労賃とか、そういうものは、やっぱり町内の人の生き死にを飛ばしてしまう

ということで、基本的な住民福祉とか、そういうものももう少し考えた方がいいのではないかと、折がありましたら、見直し等、ほかの市町村のそういう、幸田町が閉鎖的だというふうな世間から批判を受けてはまずいわけだと思いますが、そういうふうな地域を守るというような方策で取り組んでいるような自治体があれば、そういうふうなところも参考にまた見直しの土俵に上げていただければと、こういうふうにご考えておりますので、よろしく。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 町内業者の育成はもちろん思うところがございますが、育成であって、保護であってはならないというふうな立場でございます。

したがって、一定の町外業者も入れまして、競争原理を働かせまして、業者の質の向上を目指すということも必要だという認識でおります。

そういった意味で、町内だけでの入札という形は、これはとれないんじゃないかというふうにご考えておるところでございます。

ただ、議員おっしゃられた町内業者の育成については、この不況の中で大変な状況にもなっております。こういったところについては、工事の規模・内容によっては、十分町内業者での対応を図っていくという形での努力は今後してまいりたいというふうにご考えております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） はい、わかりました。

（3）の提示しました項目については、取り下げをします。

終わります。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、3番、池田久男君の質疑を許します。

3番、池田君。

○3番（池田久男君） 先ほど、2番議員の大嶽議員と重複するところもありますが、改めて答弁をお願いいたします。

契約金額でございますけれども、最近、地方公共事業を見ますと、落札価格が下がっているようなことを聞いております。また、下落の歯どめとしては、全国47都道府県ある中で、11県が歯どめを食いとめようということで、引き上げる必要があるという答えが知事にありました。

そこでお聞きいたします。72.7%の契約金額に対して落札価格でございますが、これで安全・安心は保たれるのかということ、保障はあるのかということでございます。

建物については、今度、約1メートルぐらい、今現在の体育館より下げることで、下に児童クラブとか放課後子ども教室ができる可能性がありますので、その安全・安心の保障はどうかということ、それから落札率の引き上げについて、お答え願います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 落札率の引き上げということは、これは入札した結果でございますので、これをどうこうすることにはならないわけでございますが、町として対応できるのは、予定価の設定ということであろうかと思っております。

予定価の設定については、入札執行時点での状況で決定をしておるわけですが、この価格決定の要因としては、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量、履行期間の長短等を総合的に考えて予定価の設定をいたしておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） この安心・安全を確保できるか、保障できるかといったようなことではございますが、この入札の結果と工事の施工、また品質管理、安全・安心とは別であるというふうに思っております。

施工に当たりましては、公共工事管理基準というものがございまして、これに基づいた施工体制やチェック体制を十分これはしっかりやっていくといったようなことではございまして、設計仕様に基づいた品質が確保できるように管理・監督を行っていくものでございます。

また、工事施工中の安全につきましては、地元住民の方々に対しても、この工事のご理解・ご協力をいただきながら安全確保を図るということ、この工事を推進していきたいと考えております。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 大変失礼しました。予定価格ではなく、最低制限価格でございました。改めて、訂正いたします。

そこで、12社の指名競争入札で2社が辞退ということで、競争の徹底よりも、地元建設業者の保護、雇用の確保を優先する姿勢を示すというのが、本町の建設業者に対する振興にもなります。これ、本町の重要な役割であると思っております。

そこで、現在、公共工事の減少、または景気悪化、低価格の入札が増加しております。安城を端に発して、今、岡崎でもちょっと見受けられるような感じがいたします。

そこで、私の意見でございますが、入札時の最低制限価格の適用の拡大ということで、予定価格、今、事前公表しておりますが、事後公表にしたかどうかということです。

一部には、不正の防止、透明性、向上の流れに反すると思われまして。しかしながら、建設業者の過当競争による経営悪化とか手抜き工事を防ぐことを優先するということが私は思っております。答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 入札の際に、本町の場合でございますが、予定価については、事前公表という形をとっております。その入札の業者に対して目安として示しておるわけですが、一方、業者のたたき合いといえますか、そういう価格競争、これは大いに一定程度は必要とするところではございますけれども、過度なそういうことのないようにということで、最低制限価格というものを設けております。これについては非開示でございます。そういった形で、たたき合いの防止といえますか、制度上、こういった制度で、むちゃくちゃな金額での落札を防止するという形をとっておるところでございます。

事後公表にしてはどうかということではございますけれども、当面、今、事前公表で問題はないということで進めておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 今、事前公表を変えるお気持ちはあるかどうか、お聞きしたいと思

います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 事後公表に切りかえる予定はございません。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田久男君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） この改築工事に当たって、現在の体育館を取り壊しをして、あの場所にさらに幸田小学校規模の体育館を建設をするということで、体育館のみならず、飼育小屋等もすべて壊して、そして飼育小屋を「みんなの森」というところに移設をするわけであります。

その「みんなの森」に移設するのはいいわけですが、この「みんなの森」というのは、子供たちが木を植え、育て、そしてその中で自然観察をしながら、そしてそこで遊んだりというようなことをしている森であります。ようやく、木も育ってきて、そうした大事にしていきたいという、そういう願いがあるところではありますが、そこに飼育小屋を移設をするわけですので、当然、やはり自然環境、周りの環境に適した建物ということで学校側からも要望が出されているにもかかわらず、設計ではトタンということで、地元のPTAや先生たちからも、ふさわしくないという声が上がってきているわけですが、そうした地域要望にこたえていただくということで、質問をいたしました。

そこで、大体金額的には100万ぐらいというふうに伺ったわけではありますが、トタンだから100万というようなことでありますけれども、皆さんの意見では、落札額が1億も余ったわけだから、せめて飼育小屋はみんなの希望どおりにしていただきたいと、なぜそういうことができないのかというのが大半でありまして、そうした点からすれば、やはり木を使ったログハウスの建物で、子供たちがぬくもりのある施設で飼育をしたいという希望であります。そうした声にこたえるべきではないかということでもあります。

次に、雨水対策でありますけれども、あの地域は水みちが流れているといいますか、非常に雨が降りますと、すぐ下水が詰まってしまってあふれてしまうということもありますし、そうした点から、地域からも要望が出ておりました。

そうした下水対策は、周辺整備に合わせてどのように行われるかということと、それから学校の敷地内の雨水対策でありますけれども、なかなか盛り込まれないということでもあります。その後、どういうふうにしてあの雨水を処理をしていくのかということでもあります。

説明の中では、飼育小屋の雨水については、土中に浸透させていくよと、ふん尿もそのまま浸透させるよということでもありますけれども、果たしてそれでいいのかということでもあります。そうした雨水対策についてお聞かせいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、飼育小屋に関してであります。現在の飼育小屋は、PTAの記念事業として建設されたものでありまして、先ほど議員が言われたように、みんなの森の方に、解体して、新規に移築するといったようなことで、今、計画をしております。

現在は、ウサギ10羽ほどが飼育されておりましたが、今現在ある飼育小屋はかなり大きなもので、当時、鳥も飼っていたといったようなことで、大きなものでありましたが、学校からの要望等も聞きまして、ウサギ10羽程度といったようなことから、今現在の建物の約半分ぐらいの大きさを今回計画をしております。

主材料は、杉の角材といいますか、木造でやるわけですが、現在の設計では、壁とか屋根は鋼板で今計画をしております。

地元からの要望も聞いております。その「みんなの森」にマッチした飼育小屋が望ましいといったようなことも聞いておりますので、今後、地元とも今現在調整をしておるわけですが、学校等の意見も聞きながら、「みんなの森」にマッチした、なじむような小屋にしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の排水対策であります。地元説明会の折にも、いろいろ排水に関して意見をいただきました。

昭和55年の開校以来、周りの市街化がかなり進展してきました。ということで、多少の雨が降ってもすぐにあふれてしまうといったようなことも聞いております。

ということで、現在、状況がその当時と今とは、大分30年前と変わっておりますので、改めて現況の雨量等の調査をしながら、土木課とも協議して、周辺への対策は考えていきたいというふうに思っております。

また、学校敷地内の排水であります。何か要望がございましたが、貯水機能を持った貯留施設、貯水槽の設置については、現在のところ考えてはおりませんが、校外への流出を極力抑えていくといったようなことから、浸透性の塗装や浸透性の柵などは計画してまいりたいと考えております。

それから、ウサギ小屋に関する排水ということですが、私、すみません、まだ細かいことまで承知しておりませんのでありますが、今言ったように、土壌への浸透ということが多分、わざわざ排水管を設けてということは今考えておりませんが、それにつきましても、ちょっと検討させていただきたいと考えております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） みんなの森にマッチした内容で建てるよということでもありますけれども、じゃあこの計画はこれからどのようになっていくかということですが、まだこの飼育小屋については、金額も大体は設計額等も出てきている中で、それに対しての入札も行われるかというふうに思います。

そうした点で、3月議会修了前とにかくやっていかなければならないという日程が詰まってきている中で、どう要望を盛り込まれたのか、お尋ねします。

それから、このトタンから木に変えることによって、金額的にどのようになるのかということですが、その金額でありますけれども、お尋ねします。

それから、雨水対策でありますけれども、あの周辺が非常にちょっとした雨でも排水溝からあふれてしまうということから、やはり大きな敷地面積を有する学校の雨水、この流出に対してやはりきちっと対応するということから、その計画をきちっと出していきたいというふうに思いますが、この校外流出を抑えていくための浸透柵とか、そういうものをどのようにつけていって、そしてそれが完全に周辺に迷惑をかけないとい

うことができるかという点で、計算もあわせて出していただけるかどうか、お尋ねします。

それから、こうした急激に工事を進めると、幸田小学校のように、樹木が一夏で枯れてしまうというようなことにもつながってくるわけでありますので、そうした点で、やはりきちっと業者責任というものについても明確にすべきではないかというふうに思いますけれども、その辺の瑕疵の点についてもあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、飼育小屋につきましては、過日、おとついでしたか、入札が行われました。地元の業者が落札したということでございまして、これを今現在、鋼板、いわゆる壁と屋根が鋼板でして設計を組んでおるわけですが、これを木にするかどうかということは、また今後のいろんな意見も聞きながらということでありますが、それに対する工事費が幾ら増えるかということは、まだこれから計算していく必要があるということで、現在のところまだ試算はしておりませんが、例えばの話ですが、屋根を木にした場合には、当然、下地材が要ということになるかと思えます。屋根材はそんなには木と鋼板でそう大きくは変わらないかと思うんですが、下地材が余分にかかるということもございまして、金額的にはまだ現在のところ把握はしておりません。

今後、積算していきたいというふうに考えておりますが、木にするかどうかということも踏まえて、検討していきたいというふうに思っております。

それから、排水対策であります。現在、敷地内では、浸透性の塗装とか柵を予定しておるわけですが、すべての雨水をそこで処理するということは、とてもできないかというふうに思います。

今、それを踏まえまして、近隣の流量を計算した形で、今、数値を出しておるわけですが、それができ次第、土木課とも協議していきたいというふうに思っております。

近隣の周りの水が、主に尾浜川の方に流れていくということで、その辺は土木の方でいろいろ、私どもの水量をもとに検討していただけるというふうに思っております。

それから、業者責任でございまして、当然、瑕疵工事ということは、契約の約款の方にもうたってございまして。例えば、幸田小学校の例を申されましたが、特に樹木関係に関しては、植栽する時期等もいろいろありまして、いろいろ難しい点もございまして、瑕疵工事は瑕疵工事としての責任は持ってもらおうといったような形での対応は十分とっていく必要があるというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 説明を聞いておりますと、この木の飼育小屋でみんなの森にマッチしたものにしていこうということをおっしゃられたにもかかわらず、木にするかどうかは検討ということですが、どういふことでしょうか。

それから、2日前に、いわゆる一昨日落札を地元業者がしたよということであれば、これは公表できるわけですね。幾らで落札をしたのかということでもあります。

それが落札をした中に、木にしているかどうかというのは全然含まれていないということであれば、じゃあこの地元要望というのはどのように今度施工の段階で盛り込ませていくのか。これは、設計変更も当然出てくるわけでありまして、そうした手順につい

て改めてお聞かせいただきたい。

例えば、それが施工段階の工事の中で変更になるということになるわけですので、そうした時に、この施工段階の工事の中での変更がどれぐらいの追加工事のできるのかということでもありますけれども、そうしたことも、それが十分盛り込まれるかということでもあります。

ですから、そうした点で、マッチしたものにしていこうとするならば、木はどのような木にするのか、そういうものによっても金額も変わってまいります。ですから、そうした点で、もう既に落札をした金額は今の設計のトタンでの金額になっているわけですので、それが設計変更という形になってくれば、金額もアップするわけですが、そうした対応が本当に要望にこたえられるのかということでもあります。

それから、雨水でありますけれども、やっぱり心配するのは、本当に今の雨水対策が30年前の現状で来ている中であふれてしまうというようなことでもありますし、同時に今度は大きな体育館ができてくるわけですので、その分も雨水が流出をするということからすれば、こうした浸透柵等がどれぐらい配置をし、そしてそれがどれぐらいはけてくるのかという、そういうものも、私は何回も言っているわけですから、設計の中に盛り込まれているというふうに思いますよ。ですから、それをきちっと出していただきたいということなんです。それが確実に確約できるかということでもありますので、そうした点でお答えいただきたい。

それと同時に、あの飼育小屋の雨水も、今までにない雨水が排出をされるわけでもありますし、また同時にそのふん尿等もそのまま地中に浄化をしていくということからすれば、それがそのまま垂れ流しという、染み込ませるという方法になってくる、これは問題ですよ。し尿の関係、どれぐらいのウサギのふん尿が出るかわかりませんが、それでもやはりそれは土壌浄化であっても、きちっと処理をした中で浄化させていくわけですから、そのまま垂れ流しで土中にとすることは、これは学校のものがそういうふうな土中に垂れ流しをされたら、これは土壌汚染につながってくるわけですから、そうおした点でいいのかということでもありますので、お答えいただきたい。それから、対策をとっていただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、この飼育小屋に関しましては、附帯工事その2といったような名称で入札を行いまして、落札金額と申しますか、契約金額が165万9,000円、これは飼育小屋だけではなくて、その一時的に物をしまう仮設倉庫のリース代が入っております、この金額といったようなことでございます。

そして、「みんなの森」にマッチした外観といったようなことでもありまして、先ほど私が、すべて木に変えると、もしそういうことを言ったのであれば訂正させていただきまして、「みんなの森」にマッチしたものをつくっていきたいということで、皆さんの意見も今後取り入れていきたいといったようなことでもございます。

金額的にまた幾らになるかということは、まだどのような形にするかということによって変わってきますので、まだ現在のところ試算はしておりませんが、大至急、これは詰めていきたいというふうに考えておりまして、そうした場合には、当然、設計変更と



いう形での契約金額も変わってくるというふうに考えております。

また、柵に関しまして、ちょっと質問が私ちょっとよくわからなかったわけですが、工事に伴って敷地内で舗装は全部舗装をするわけですが、浸透柵、これは幾つあるかという質問というふうなことですか、ちょっと浸透柵ということがちょっと私、十分まだひよっとしたら理解していないのかなということがございまして、申しわけありませんが、浸透柵の数ということだと思いますが、私の思っている浸透柵というのと、多分、皆さんが思っている浸透柵とちょっと違うかなということがございまして、また後ほど答弁させていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 雨水対策で、11月の時点だと思いますが、建設委員会の岩堀の区長さんから要望書が出されて、周辺の雨水対策について万全を期すようにと、町長へ出されたわけですが、土木課の方で当初予算に反映しようかということをやったわけですが、その時には、教育委員会の方から、せっかくの機会ですので、都市雨水としての排水計画、区域が全部わかっていますので、現況を調べていただいて、その対応を当初予算では反映できませんでしたので、その結果に基づいて、今、尾浜川へは700ミリのヒューム管が出ておるわけですが、それも満水になっているというのが集中豪雨の時には実情でありますので、全体の側溝の施設の勾配、断面、そういったものを、今、教育委員会の方から資料提供をいただいて、これを3月いっぱいに出してほしいと。土木の方では、9月に、当初では反映されておりませんので、その排水対策を補正をお願いをいたしまして、この竣工の時点では、基本的に都市雨水としての排水をクリアしていこうという考えで、排水対策については、町挙げて中央小学校に対する建設とあわせて行っていきたいと、かように思っています。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） すみません、答弁漏れがありました。

飼育小屋の浄化槽ということでございますが、今まで現在、ほかの学校につきましてもそういうことは一切やっておりませんでした。そういうことで、土壤汚染とかということにつながるという認識が今までなかったものですから、現在のところ、そういう設計には入っておりません。ただし、そういう問題があるということは今認識いたしましたので、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時12分

---

再開 午前10時22分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今までの質疑、答弁を聞いておりまして、あなた方自身に緊張感が全くない。たるみ、たるみもいいとこだ。

その象徴が、議案関係資料13ページ、入札執行調書がございますよね。この上の段はこれで結構ですよ。その下の段、誤りがあるでしょう、違いますか。

中ほどに、「上記金額100分の5相当額を加算した金額が会計法上の申し込みにかわる価格である」ということでしょうか。ということは、一番下に、契約金額というのは、落札に100の5、つまり消費税分を掛けた金額が契約金額ですよと、こういうことですよ。

そうしますと、上が予定価格だ。予定価格は、これは税抜きになっているわけだ。何でだ。何で税抜きにしちゃうの。税抜きにするから、この執行調書、一番上の石原組3億8,500万、これに100分の5を掛けたら幾らになる。予定価格をオーバーして、4億425万円になる。こんなものは、事前に予定価格を出しておいて、石原組は3億8,500万、これに消費税を掛けたら、予定価格をはるかにオーバーすることを承知の上でやったと、こういうことになるわけだ。そうでしょう、あなた方が書いておるのは、そういうことだ。

「上記の金額に」、上記の金額というのは、入札をした金額に対して100分の5を掛けた金額が契約金額になりますよということ書いておる。書いておきながら、予定価格は3億9,000万だと、だから3億9,000万に対してどうだと、こういうようになるけれども、3番の池田議員は4億950万円だと、まさにこれが消費税込みの金額なんだ。何で、こういうちゃらんぼらん資料を出すのか。間違っとるんですよ。

それでなければ、ここで言うところの石原組、そして林建設、村越建設、株式会社ニシオ、この4社はいずれも契約金額が予定価格に対してみんなオーバーしているわけだ。こういう資料をしゃあしゃあと出してくる。そうした時に、例えば注釈として、契約金額はあくまでも消費税込みですよと、予定価格は税抜きですよというふうに書かなあかんですよ。書いてない。

書いてないということは、今申し上げた4社は、もう明らかに入札に対する不誠実な行為だと、こういう烙印が押されるわけだ。誤りがあったら訂正すればいいわけだ、だれでも手違い、間違い、勘違いがある。それをしてきた時には、ああ、ご無理、ごもつとも、仰せのとおりという、あなた方のせめての度量、こんなのは度量とは言わん。だけれども、あなた方にせめての度量はあってしかるべきだよということをまず冒頭に申し上げて、次に入りたい。

昨年12月議会で、中央小学校体育館工事にかかわる全額4億9,000万円、繰越明許をいたしました。請負残は幾らかというのが、1億だ、9,000万円だとなりますが、この時に繰り越しをした4億9,000万円の内訳は、体育館改築にかかわる本体工事が4億5,000万円、解体工事が4,000万円、合わせて4億9,000万円ですよ。ですから、請負残と言った時には、何ができるかと、予算でそれを確保した4億5,000万円に対して2億9,767万5,000円、こういう金額ですよ。そうしますと、1億5,232万5,000円が請負残なんだ、予算に対するね。こういう見方をしていないと、当局にいいようにごまかされるということも含めて、そういう点での精査がされておるかどうかということなんです。

その精査というのは、先ほど申し上げたとおり、入札執行調書の誤りの問題、あなた

方は、議員の方から盛んに1億円の請負残だ、あるいは9,000万の請負残だというのに、にこっとしておるわけだ。1億5,000万というところに入ってこれらでよかつたなど、ばか言っちゃいかん。何のために議会が繰越明許で本体工事にかかわっては4億5,000万という繰越明許という財源を翌年度に繰り越したかと、その翌年度に繰り越した財源が、入札の結果、1億5,000万という請負残と、予算残が出たと、こういうことだと思うんです。それについて、資料の問題もあわせて答弁がいただきたいというのが第1点目であります。

それから、全額の繰越明許と、それはそれで事情があって、私はそのことについても賛成はしました。全額を繰り越すということと繰越明許の考え方は、年度内に着手して、年度内に工事が完了しない。そのことによって、繰り越した事業にかかわる財源は翌年度に財源保障として繰越明許という形で取りまよというものが考え方なんですよね。

としますと、年度内の、いわゆる一鍬でも入れなあかんということなんですよ。年度内に全く手をつけずに全額をやったとしても、一鍬振ったら、金を出さないかんということじゃないの。工事をする、着手をする、着工をするという事実が残らない限りは、それは繰越明許という要件を満たしません。そういう点から含めて、どういうふうな解釈をされておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 入札執行調書の関係でございますが、入札価格につきましては、消費税抜きの価格での札入れということでございます。また、入札の予定価については、税抜きでの表示ということで、それが比較できるという形であります。こういった取り決めで処理をいたしておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、請負残等の精査といったようなことでございますが、中央小学校の体育館改築事業につきましては、当初予算でまず550万円、これは設計費であります。そして、9月補正で、解体等で4,000万円、そして12月補正で、本体工事等で4億5,000万ということでありまして、その12月補正で繰越明許費、これが4億9,000万と、私、今記憶しておりますが、お願いしているところでございます。

事業費の精査ということでありまして、請負残ということでありまして、工事費というふうに私は理解をしておりますが、この繰越明許費の内訳というのは、工事費が予算書にあるわけですが、4億7,290万と委託料などその他1,710万円合わせて4億9,000万ということでありまして、工事費につきましては、現在のところ本体工事、これは先ほどの飼育小屋、そして給排水工事といった、この3件、今まで入札手続を終わっておりまして、合わせて3億1,770万9,000円の3件が、今、入札執行済みでございます。

そして、現時点での工事費に対する請負残と言いますと、約1億5,500万ほどの、今、請負残が現時点ではあります。

しかし、今後、渡り廊下などの工事も予定しておりますし、今後の予期しないことも、不測の事態がひょっとしたら出るかもしれないということも踏まえまして、全額を今繰り

越す予定をしております。

それから、繰越明許費の、いわゆる年度内着手が必要であるといったようなご質問だと思いますが、繰越明許費には大きく分けて明許繰り越しと事故繰り越しがございます。明許繰り越しには、さらには翌年度への債務負担という意味の翌債と明許という二つに分かれております。

この翌債と明許の違いと言いますと、翌債は当該年度内に契約が必要であることに対して、明許につきましては、翌年度契約というふうな、契約の時期によって分かれるといったようなことで仕分けされております。

公立文教施設、学校施設につきましては、今まですべて翌債で行っておりまして、年度内工事着工と、契約して着工という形をとっております。この中央小学校の体育館につきましては、県に問い合わせをしたわけですが、今回は工事着手、契約等は22年度であっても構わないといったような回答でありました。

町としましても、私どもとしましても、なるべく年度内に工事を発注する予定ではありますが、今後、何らかの理由等で変更があったら、工事が発生するとも限りませんので、追加発注等もあるかもしれませんが、それに対しても問題はないということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 3件の請負をやって、現在、4億9,000万円ですね、トータルでいけば、4億9,000万円に対して1億5,500万円残っておりますよと、こういうことですよ。そうでないと、数字が合わん。あなたの言った本体工事、4億9,000万には、解体の4,000万が入っておるわけだ。それを突っ込みじゃなくて、それを外しておられるわけだ、あなたの答弁からいくとな。

あなたの答弁からいくと、それを外しちゃうと、何で1億5,500万が残るのかと。4億5,000万に対して、今回の本体工事の関係から残でいけば、1億5,232万ですよ。ああ、なるほどなあ、あなた方はなかなか知恵袋があるなど。設計図書に基づいて入札行為をしましたと、しかしそんなものは幾らでも設計変更しますよ、工事の請負工事費をどんどん増やしますよと、こういうあなたの先ほどの答弁だ。何でそんなことができるの。

いや、変更だ、変更だと言うなら、この本体工事の2億9,000万だって、設計変更で3億円にしましょう、3億5,000万にしましょうと、そんなことが幾らでもできると、あなたの答弁は言ってる。

じゃあ、何で入札の前提に設計図書を出すの。設計図書に基づいて入札するでしょうが。その設計図書が地元や学校関係者と十分な議論を踏まえて合意の上でやっていなくて、あなた方が独断専行でどんどん進めて、意見が出たら、これから反映していきますと、設計変更も含めて増額対応しますよと、あなた根本的な誤りを犯して、平気で答弁しとるんですよ。そうでしょう。

ということは、あなた方の独断専行、議会に対して、あるいは地元に対しても全く緊張感がないんだ。おれがやりたいようにやると、それであかんかったら幾らでも変えましょうと、入札して契約したってへっちゃらだと、変更さえすれば幾らでもできると、

大概にせえよ。物が悪いのも大概だ。

そんなことをやっていったら、行政なんてどうなっていく、議会なんかもう要らんがや。議会なんか、総枠の予算を、はい、はいと決めてもらえれば、後はよきにはからうで、行政がな。地元の意見も聞きながら、契約した内容もどんどんどんどん変える、工事費もどんどんどん増減をする、こういうことを今後やらせていただきますよということをあなたは表明しただけに過ぎん。そんなことを黙って黙過するほどの議会はお人よしじゃない。緊張感が足らん。

通告しておいても、いや、手元に資料がございません、よくわかりませんが、雨水対策はこうします、ああしますと、ようしゃあしゃあと答弁するな。何のために通告しとるんだ。そうでしょう。もうたるみ切つとる。

一昨日、町長が3期目で私の任務終わりなりと言ったら、もう重しが取れた、かさぶたが取れた、おれのいいようにやると、秩序があらへんじゃないの。もうちよつとしゃきつとせよ。ちゃんと答弁してくれ。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、繰越明許費の残の関係であります、4億9,000万円の繰越明許費でございますが、このうち工事費は、私どもとしまして4億7,290万円を今思っております。9月補正での解体の4,000万円と、それから12月補正での工事費4億3,290万円、合わせた4億7,290万円が工事費であります。そして、そのほか1,710万ほどあるわけですが、これは報償費とか需用費、役務費、委託料、備品等を踏まえた数字で、合わせて4億9,000万ということでございます。

そして、現時点で入札執行済みの金額が3億1,770万9,000円ということで、差し引き約1億5,500万の請負残と、これが現時点での請負残ということでございます。

この本体工事、今回の約3億円の金額の中には解体工事も入っておりますということでご理解いただきたいと思っております。

それから、確かに私、議員言われるとおりの指摘、大いに反省すべきことであるというふうに思っております。

地元と協議をしながら設計を積み上げてきた結果を安易に変更するということは、議会軽視ということにもなりかねないということもございまして、その点は深く反省しております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、この入札執行調書で、工事名でわざわざ括弧して本体工事と書いてあるわけだな。この本体工事の中には解体工事も入っておりますよと、だったら何でわざわざ括弧して本体工事ですよと。議員の方は、本体工事だけだなど、解体工事の4,000万は別だなどという受けとめ方しかできんでしょう。

こうやって追求すれば、いや、あの中に入つとるわ、解体工事もと。何でそんな答弁ができる、しゃあしゃあと。誤りでございましたということでしょうが、本体工事と解体工事を合わせて2億9,000万だと、こういうのが説明責任の最低限の説明の仕方でしょう。そういうことも、こうやって一つ一つやっていかんと、ぼろつと言わへんわ

けだ。言われたら、ああ、そうだったねと。だから、物が悪いということなんだ。緊張感がない。長年積み上げてきた公務員根性が染みついとるもんだから、議会がごちゃごちゃ言ったって、おれのやりいいようにやっていくわと、時間が過ぎれば議会は終わる、議会も黙って可決してくれると、後はワンサイドでわしのいいようにやっていくわと、こういう感覚が染みついとるんだ。

ですから、全くの緊張感もない。言われれば、その場限りの、契約行為だって、ころころころ変えて、言われたら、ごめんなさいねと。そんなことを言う前に、原則の問題でしょう。

あなた方ね、入札する時に設計図書を白紙で書いておいて、白紙でいいように入札してくれと、後は皆さんのご意見で、設計図書をいろいろ書いてきますわと、そういうあなた方の答弁の仕方なんだよ。議会に対する全く緊張感と言うよりも、議会とどう向き合ってきたと説明責任を果たしながら行政執行が円滑にいけるように議会の皆さんのご理解とご支援をいただいているというのが当たり前でしょうが。そういうものが、全くかけられない。

これは、私は教育委員会を今俎上に上げているけれども、教育委員会を含めて、町長部局含めて、全体的に蔓延しとるんだ。そういう点で、町長が施政方針の中で職員の意識改革と、こういうことを言われてる。だから、そういった点から含めていくなれば、町長自身、今回のこの問題がどういうふうにあなた自身がとらえられて、この任期中、どう意識改革を推し進めていくかと、その考え方もお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 誠に申しわけございません。

資料をごらんをいただきますと、確かに本体工事ということで、この件については遺憾であります。ただ、その13ページの資料の中で、発注した概要の中には、鉄筋コンクリート造2階建て1棟と既設解体、外構整備等一式と、こういうふうに書いてございます。

いずれにしても、表現の仕方が誤解を招いたことは遺憾であり、大変申しわけなく思っております。深く反省いたしまして、しかるべき形で、今後、自戒を込め、職員に徹底してまいりたいというふうに思います。

いずれにしても、緊張感が欠けておったことにつきましては、申しわけなく思います。深く陳謝をいたします。

これからの対応については、もともと職員、そういう真剣な意思を持って臨んでおるわけですが、間違いと気違い、こういうことを言うと遺憾ですが、そのことがございましたことに対しまして、重ねておわびを申し上げたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第5号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第5号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第14号議案の質疑を行います。

まず、1番、酒向弘康君の質疑を許します。

1番、酒向君。

- 1番（酒向弘康君） 電動アシスト自転車普及事業というものですが、どんなこれは事業なのかということでありますが、環境関連の事業とも思いましたが、その概要を少しお聞かせ願いたいということと、他の自治体はこういった事業はどんなようなことがなされておるのかということです。

それと、衛生費のISO推進事業、これ43万円皆減ということですが、事業所、あるいは工場など、ISO14001の認定ということで、実際の業務遂行のため、あるいは社会的信用を得るためということで受けておって、また努力し、業務のPDCAの効率的に回して、職場のレベルアップ、あるいは職員一人一人のレベルアップということを図るわけなんですけど、今回、この認証をやめられて独自の審査を行っていくというふうに言われましたが、どのように進められるのか、このように進められるようになったいきさつをお聞かせください。

- 議長（鈴木三津男君） 総務部長。

- 総務部長（新家道雄君） 電動アシスト自転車の関係でございますが、新駅の関連もございまして、環境対策として、公共交通の利用促進、それに合わせて自転車の利用の促進を図る事業ということでございます。

この事業につきましては、国の補助による先導的都市環境形成計画の社会実験として取り組む事業でございます。

この事業につきましては、全体で420万円、うち2分の1補助の200万を国費で賄うものでございます。

幸田町は、ほかと同様に車社会でございます。一方、地形は、起伏のある坂の多い状況にございまして、一般の自転車は移動に非常に大変であるというところで、電動アシスト自転車であれば大いに活用されるのではないかとというもくろみもございまして、この取り組みを実験として行うというものでございます。

他の事例としては、この事業そのものが非常に先導的でございますので、事例としては、ちょっと近隣では見当たらないわけですが、新しい事業として、一度、こういった社会実験実証を試みようということでございます。

- 議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

- 環境経済部長（松本和雄君） ISO事業の皆減について、その状況といたしますか、経緯でございますが、ISOの認定、平成22年9月17日をもってISOの認証期間が満了することに伴いまして、今回、更新をしないということでございます。

このいきさつにつきましては、認証を取得しましてから3年間にわたりまして、職員の間にはISOの取り組みに対しまして一定の定着を見てきたということ、それからISOの主たる目的、先ほど議員が言われましたように、PDCAのサイクルによって問題解決に当たる手法であるということで、すべての事業に対して共通することでございますが、その手法について、ISOに限るものではないということ、それから更新には費用もかかるということで、経費削減も考えました。それから、環境面の取り組みといた

しましては、地球温暖化に対する取り組みもあって、そちらの方とも一体的なかかわり合いを持って進めていきたいということで、見直しに至った理由でございます。

他の自治体の中にも、同じように独自の取り組みに移行する自治体もあるということもあわせて、今回の状況になった経緯でございます。

○議長（鈴木三津男君） 1 番、酒向君。

○1 番（酒向弘康君） 電動アシスト自転車の社会実験ということでありますが、これを通して普及もしていくということですが、現状の住民のニーズとございますか、現状、どれぐらいの普及が進んでおるのか、個人で買われておると思うんですが、それと今後具体的にどのような仕組みを考えられており、その普及や進め方、周知をどのように図っていかれるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

また、一昨日、私の一般質問で、3 人乗り自転車は道路がしっかりしてないから、ちょっと普及はというような話もあったんですが、この電動自転車についても自転車ということでもありますので、安全対策という点についてはいかがでしょうかということをお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 電動アシスト自転車が普及しておれば、このような事業も考えないわけですし、普及が非常に少ないと。実数については把握しておりませんが、この電動アシスト自転車自体がつい最近開発された、そういった乗り物だということでございますので、普及としてはこれからだということで考えております。

この具体的な取り組みの仕組みでございますけれども、これについては、町内において町民と企業の従業員を対象に電動アシスト自転車を短期間貸し出しをいたしまして、モニターをしていただくということでございます。そういった一定期間利用して、その問題点、いろんな課題を整理するということが目的でございます。

予定としては、町民用に 8 台、企業用に 10 台をリースで導入しまして、これは国庫補助の補助要件からして購入ができないということでございますので、リースで 18 台を導入しまして、個人・企業従業員の方々に通勤や日常生活にご利用いただいて、その使い勝手等を後ほどアンケート調査をし、課題の整理をするというのが目的でございます。

○議長（鈴木三津男君） 1 番、酒向君。

○1 番（酒向弘康君） 安全面についてはということも、一つ答弁漏れがありましたので、よろしく申し上げます。

それと、ISO の関係ですが、先ほど部長が言われたように、地方公共団体とか、あるいは各種の事業団体が費用面、あるいは人材面で負担を軽減するというので、ISO にかわる環境マネジメントシステムとして、名古屋市などはエコ事業認定制度、岐阜県は岐阜県環境配置事業所といったような簡易的なプログラムを取り入れているというようなこともホームページでありました。本町においても、このような簡易的ないろいろなところを研究されて取り入れるのか、あるいは全く独自のやり方を今から開発されるのか、お聞きしたいということと、今後、環境への取り組みというのはますます注目されてくる中で、外部審査員みたいな、外から審査してもらえる時には、適度な緊張感、



適度と言うよりもかなりの緊張感があつて、望むわけなんです、それなりの活動及びアウトプットも必要になってくるんですが、独自と言うと費用がかからないもんですから、内部監査というような格好になるかと思いますが、少し緩み等も出るといったような心配はないのか、その点についてもお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 一般質問の中にもありました、自転車の走行の安全確保という点で一般質問があつたわけですが、今回の電動アシスト自転車においても、そういった乗りなれないものに乗っていただいて、そういった事故等の心配等もあわせてモニターをして取り組むと、社会実証実験でございますので、あらゆる課題を点検しまして、この普及が阻害する要因は何なのかというところを具体的に拾い出していくというのが、この事業の作業になるわけでございます。

想定される阻害要因といたしましては、この電動アシスト自転車が現時点では非常に高価なものであるということでございます。こういった購入費の問題が導入の阻害要因にもなっているんじゃないかというようなことも想定されます。

そのほかにも、盗難や交通安全、防犯、自転車の補修等、いろんな課題が想定されるわけですが、そういったものを実証実験の中で確認をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） I S Oの認証を取って仕事を進めてきたわけですが、今後の動きにつきましては、I S O以外のいろんな手法があるわけですが、環境省の方でやっておるようなエコアクション21などの新たな手法を取り入れる予定は、今のところといたしますか、予定はございません。

I S Oで今まで知識・技能をそれぞれ職員が持ってきた中で、また違う手法を導入するというので、現場での混乱も生じるかと思っておりますので、I S Oで培ってきた方法を踏襲して、内部でやっていくというふうにしていきたいと思っております。

それから、外部審査がなくなるわけで、若干手抜き、それから緊張感がなくなるんじゃないかというご心配でございますが、現在につきましては、I S Oの認証を取っておるのが本庁とそれから保健センターが適用範囲となっておりますけれども、I S Oの認証が切れることによりまして、今後は、地球温暖化の関係であわせて、役場以外にも適用範囲を広げていきたいというふうに思っております。

それで、外部審査がなくなって、チェック機能がなくなるんじゃないかということに関しましては、内部監査委員の制度がございますので、この充実強化、それからトップダウンによる叱咤激励もあろうかと思っております。それから、環境審議会等への取り組み状況の報告等で外部審査にかえていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩とします。

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時09分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、4番、水野千代子君の質疑を許します。

4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 電動アシスト自転車の普及事業について、まずお伺いをしたいというふうに思います。

今回は、先ほど答弁がございましたように、環境対策と、またアシスト自転車の普及ということで、こういう事業が始められるということでお伺いをいたしました。

今回は、通勤とか、また買い物に使われ、また自動車から自転車への転換が一つは大きなことではないかなというふうに思います。

そして、その中で、やはり温暖化の原因物質であります二酸化炭素の削減等をして環境に優しいエコ社会を目指すというもののための導入ではないかなというふうに思いますが、アシスト自転車の台数は今お伺いをいたしました。個人に8台、企業に10台お貸しするというところでございますが、この選出方法はどのようにされるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

それから、私、設置場所というふうには書いてはございますが、これは先ほど言われましたモニターに貸すということでございますので、本人にお貸しするのかなというふうに思いますが、その辺の期間もお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、管理方法など具体的に伺うということで私は出させていただきました。これは、ご本人にお貸しするということでありますので、お貸しする時の要件みたいなものがどのようにされているのかということをお聞きいたします。

特に、責任はどこにあるのかということが一番問題になるのではないかなというふうに思います。事故等に遭われた時に、じゃあその責任はどうするのか、もしこの電動アシスト自転車が壊れた時にその責任はどちらが負うのか、そういうこともあるかと思えますので、その辺の具体的なこともお伺いをしたいというふうに思います。

それから、次に民生費の子ども手当の支給事業についてお伺いをしたいというふうに思います。

今回、子ども手当は、民主党の目玉施策の一つであります子育て支援として、中学校3年生まで1人月額3万6,000円、所得制限はなく、全員というマニフェストの中でございましたが、22年度は半額の1人月額1万3,000円ということでございます。

当初は、全額国庫補助ということでございましたが、地方負担があるということでお伺いをいたしておりますが、以前の子育て支援としての児童手当というものがございました。児童手当との比較対象人数と町負担額の影響額はどのぐらいあるのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、衛生費の健康増進法の保健事業、女性特有のがん検診でございます。今年度は、女性特有のがん検診、がん、特に子宮頸がんと乳がんは、ほかのがん検診よりも検診率が低いということと、またあわせて検診で早期発見・早期治療でほぼ100%完治されるのではないかとということで、無料クーポンが実施をされております。

子宮頸がんは20歳から40歳で5歳刻みの方が対象で、乳がんは40歳から60歳

までの、同じく5歳刻みの方が対象でございました。

今年度は、検診は全額国の補助で検診がされるというふうに聞いておりますが、しかしまた新政権に変わりました、この事業が国庫負担が半額となったというふうにお伺いをいたしておりますが、本町では新年度も継続をされるということで大変うれしく思っておりますが、検診率の現況はどのように向上が図られているのか、途中ではあります、現時点でわかる範囲でお伺いをしたいというふうに思います。

それから、教育費の文化財の保護事業で、今回、本光寺の松平家の墓所等が町の指定の文化財に指定がされて、その後、本光寺文化財の調査指導委員会等が発足をされております。

これは、国とか県の指定に向けての調査が進められているかというふうに思われますが、現時点での進捗状況をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 電動自転車の関係でございますが、この選出方法でございますが、このモニターに参加いただく方の募集を行います。町民に対しましては、広くPRしまして、広報、町のホームページ、駅や公共施設でのチラシの配布等によりまして、モニター募集を行います。

企業につきましては、幸田町にございます幸田町企業集団連絡協議会に提案をいたしまして、エコ通勤勉強会というものを開催いたしております。こういった中で、今現在、企業の中から15社程度がこれに参加したいという申し出も受けておりますので、そういった企業の関係については、その15社に対しましてモニターをしていただくという予定でございます。

貸し出しは、短期間ということで、2週間で予定いたしております、応募者が多い場合は、2週間ごとに変えてモニターをしていただくというような形で対応を考えておるところでございます。

貸し出し要件でございますが、この電動アシスト自転車の管理については、モニターをされる方に管理をしていただくと、企業であれば企業で管理をしていただくというところでございます。

いろんなことが想定されるわけですし、このリースの中に、事故に遭った場合の保険、盗難に遭った場合の保険等に加入したものをリースとして利用するという予定でございます。

そういったことで、いろんな面での盗難等についても、これも実証実験としてどうなのかということを検証してまいりたいというふうに思います。

例えば、一般の自転車については、自転車の盗難は非常に頻発しております。そういう中で、こういったものももちろん対象になるのではないかということでございます。

こういった駅での駐車する場合の駐車の仕方も、この実験の中で、どういう形であれば盗難防止対策になるのかということ、駅をの駐車場整備の中に取り入れてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 児童手当と子ども手当のことですけれども、21年

度の児童手当の支給の状況ですけれども、対象の子供人数は約4,100人であります。小学校終了前までの子供たちが対象になるわけでありまして。

それから、子ども手当は、中学卒業までということでありまして、これ全体の人数になりますけれども、約6,500人を予定をしておるわけですが、実際には、公務員の子供については役所が支払うことになりますから、実際にはこれよりも少なくなるといってありますけれども、人数はわかりませんので、全体の6,500人ということとで今考えております。

それから、負担の問題です。児童手当につきましては、大体、町の負担というのは、ことしの場合でも1億円を負担をしておるわけです。

子ども手当になりますと、基本的には、同じ児童手当の負担分をそのまま負担をするというような考え方で来ておりますので、やはり子ども手当になった22年度の予算上でも1億円を町が負担をするということで、今、予算は立てておるところであります。

それから、女性特有がん検診の問題であります。国庫負担が22年度は半額になるということとであります。

この5歳刻みの節目健診に関しては、そういうことだということとあります。それ以外の5歳刻み以外の方々につきましては、本人負担が1,000円で、残りは町が全額負担をしておると、それに対しての国庫負担はないわけでありまして、5歳刻みの国が行います子宮頸がん、乳がんの検診費用につきましては、21年度は全額国費でしたけれども、22年度につきましては、半額が国費、半額が町費ということとあります。

これにつきましては検診率の向上につきましては、制度の周知を図るといことは、もちろん広報やホームページでやります。同時に、対象者につきましては、全員、はがきで案内を差し上げておるわけです。ご本人は、当然、そのはがきを見て承知はされておるわけですが、それでも受けられないということもあるわけですが、がんの講座などの健康教育も実施をするというようなことも含めまして、さまざまな手を打って、検診率が少しでも上がるように努力をしていきたいというふうと考えております。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 本光寺文化財調査の進捗状況についてであります。昨年12月の17日に、今言われた文化財調査指導委員会を発足いたしました。この会では、国の指定に向けて指導・助言を行うこと、漆工芸等の専門委員会を開催していくこと、そして今後の進め方について承認をいただきました。

今後の進め方ではありますが、史跡と出土品の調査・報告作業は並行して実施していきますが、出土品のまとめには時間を要するというふうに思われますので、報告書等は一括して考えるのではなくて、史跡・出土品の取りまとめを段階的に行うことといたしました。

まず、史跡についてであります。資料解明や建造物等の調査を専門委員に協力していただいて、22、23年度は、国庫補助事業で廟所等の測量調査を行い、24年度までに報告書にまとめて、25年度、国の指定を目指してまいります。なお、町指定につ

きましては、1月6日に指定をさせていただいております。

次に、出土品についてであります。現在、郷土資料館において、職員と整理作業員によって仕分け、調査、記録の整理及び台帳作成の業務を行っております。

特に、貴重で劣化の心配されるガラスや飾りたちなどにつきましては、奈良文化研究所との共同研究に基づきまして、12月以降、研究所に搬送いたしまして、調査・研究を開始しております。

22年度からは、郷土資料館で整理、台帳作成、工芸等の調査を専門委員の方に協力していただくとともに、奈良文化財研究所との共同研究等を続けてまいります。そして、26年度に発掘調査の報告書を作成して、27年度に国の指定を目指してまいります。

現在、本格的な調査を22年度から行っていくということでありまして、専門委員の方々と日程調整を行っております。

以上であります。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） まず、電動自転車でございますが、今お伺いをいたしました、2週間程度、モニターを募集をして、2週間で変えていくということで今お伺いしたわけですが、じゃあモニターの総人数は大体どのぐらいを予定しているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

企業の方に関しましては、企業団体の集合団体の協議会の方でやっていただけということで、15社ぐらいが参加して、全員の方々に、その15社の方々にはモニターになっていただけるのかなというふうに思いますが、個人の場合は、何人ぐらいを、総人数を大体どのぐらいを予定しているのかということも、まずお伺いをしたいというふうに思います。

それから、個人のモニターでございますが、日ごろ自動車に乗ってみえる方が自転車に変えるという方を対象にされるのか、日ごろから自転車に乗っている。しかし、電動自転車に乗ったことがないので、そういう電動自転車に変えてみたいという方も入っているのか、自動車免許がある方を対象にされてやるのか、それともそういう免許云々は関係なく、モニターとして募集をかけていくのか、その辺のこともお伺いをしたいというふうに思います。

それから、電動アシスト自転車というのは、本当に購入をする時に、普通の自転車よりも高価になっております。そこで、鹿児島市では2009年度の事業で、この電動アシスト自転車の購入をした費用の助成をされているところでございます。

ここは、日ごろ自動車に乗ってみえる方が自転車に変えた場合、だから免許証のある方が対象で、1人1台3万円を上限に価格の3分の1を助成をするというふうに知りました。2009年度ですので、この時に当初予算では200台を予定したが、1カ月半ですぐこれが満員になって、すぐ完了したと。また、6月補正でまた同じく200台を補正したけれども、またこれもすぐ8月中旬には完了してしまつたと。また、12月に補正をかけたと、そのようなことをちょっとホームページ等で知りました。

こういう事業が行われておりますので、新年度はモニター形式でやられるというふう

にはと思いますが、これらの結果で、こういう補助事業も考えていかれるかということをお聞きをしたいというふうに思います。

それから、子ども手当でございますが、総額は、所得制限を撤廃されたのと、小学1年生から3年生までが対象になられたということで、人数も6,500人ぐらいになったということをお伺いをいたしました。あと、町負担は、この児童手当と同じぐらいの子ども手当の費用として町負担を予定しているということもお伺いをいたしました。

本来は、この子ども手当というのは、新政権では全額国の予算でということで、負担はないというふうに聞いておりましたが、現実はこのようなものでございます。

今までの児童手当の支給とか拡大には、現新政権の民主党はすべて反対してきたという経過がございますが、今、部長が言われましたように、この子ども手当というのは、児童手当の上乗せとして考えていいのかどうか。反対されていた児童手当を残して子ども手当に乗せてきたという、こういう指摘も国の方ではあるわけでございますが、町としての認識はどのようにあられるのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、女性特有のがん検診の検診率のアップでございますが、これはただいま部長がはがきで通知をして、その都度、PRもしていくということでお聞きはしたわけですが、たまたま中日新聞の方に、きのうの中日新聞でしたか、民間の三つの会社と連携をして、これは女性特有だけではございませんが、がんの早期発見とか早期治療の大切さを啓発するリーフレットとか、あとポスターを作成して、皆さんに啓発を呼びかけていく、また岡崎信用金庫からは記念品を贈って、がん検診の受診率向上のためによびかけていくと、このような新聞報道がされたわけでございますが、検診率の受診の向上というのは、本当に早期発見で早期治療すれば、今のがんは大分完治できるのではないかなというふうに思っておりますが、そういうことをすることによって、医療費の削減にもつながっていくというふうに思います。

本町としましては、今までのPRだけではなくて、新たな検診率向上のためのPRの作戦をどのように考えてみえるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、本光寺の文化財の調査指導委員会が発足されて、今、部長が答弁していただきました、史跡の場合は専門家に主にゆだねて進めていくということをお伺いをし、また文福の方の協議会の方にも、その辺の詳しいことは若干載っております。

出土品については、専門員と、あと作業員にお手伝いを願って、今、郷土資料館の方で作業を進めているということで、今、お伺いしたわけですが、専門家はここの協議会の方にも名前が載っております。今、郷土資料館等でお手伝いを願っている作業員は何人ぐらいいらっしゃるって、その方たちは年度をまたいずっとお手伝いをさせていただける方なのかどうか。何人やってみえるのかというのと期限がどのぐらい考えてみえるのかということもお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 電動アシスト自転車の関係でございますが、モニターの総人数はいかほどかというご質問でございますけれども、数多くの方に応募いただきたいという願いは持っております。

募集いかんということでございますけれども、この電動アシスト自転車のリース期間を、これは予算の関係でございますけれども、7カ月ということで予算を組んでおります。したがって、8台を7カ月でローテーションを組むということになりますと、それが限度の人数になってくるかと思えます。

そういった点で、数多く応募があれば抽せんというような形もとらざるを得んのかなというふうには思っておるところでございます。

モニターの条件としまして、この事業そのものが自動車から環境に優しい乗り物へという転換を図るのが趣旨でございます。したがって、自動車を、今、通勤・生活で使ってみえる方々にこれをご利用いただくということがまず基本かなと思えますけれども、一般の自転車から電動アシスト自転車という方も、これも大いに応募いただければというふうに考えております。

今後の取り組んだ結果については、課題を整理して今後の対策というものを考えていくわけでございますが、当然、先ほども申しましたように、非常に高いものでございます。購入費がネックになって、普及が阻害されておるといような状況であれば、それがモニターのかなり整理の中であれば、購入補助も今後の検討課題ということでしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 子ども手当と児童手当の関係なんですけれども、児童手当を子ども手当の一部として支給すると、こういうふうにご理解いただきたいと思うわけです。

ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、児童手当を、例えば毎月5,000円もらっておられる方がいる。今度、それが1万3,000円になります。そうすると、1万3,000円を子ども手当として支給をしますけれども、そのうち5,000円は児童手当分だということです。

別に、これ一々、児童手当分幾ら、子ども手当分幾らと分けて支給するわけじゃないんですけれども、子ども手当一括で1万3,000円なんですけど、事務サイドとすれば、そのうち5,000円は児童手当分なんだというふうな形で進めておるといわけでありませう。

ただ、予算上は子ども手当一本ということでやっておるわけなんですけれども、ちょっとわかりにくいんですけれども、要するに国は苦肉の策として、地方負担をどうしてもつけなきゃやっていけないという計算があったと思うわけです。そのことがあるものですから、児童手当を残すと。そうすると、地方の負担分は、先ほど申しあげましたように、1億円ということで、それを何とか地方で負担をしてもらわねばならないということで、国は児童手当を残したという考え方でおるといことだといことだと思いません。

それから、女性特有がん検診なんですけれども、この21年度の子宮頸がんの受診者の受診率、あるいは乳がんの受診率なんですけれども、節目で5歳刻みで行った人の受診率です。子宮頸がんが17.5%、それから乳がんが25.5%であったわけでありませう。

そういう意味では、多少でも成果があらわれたといことでありませうけれども、まだ

十分だとは決して思っておりません。そのために、さらに私たちとすると、その関係の対象者にごん検診手帳、無料クーポン券等を送付をして、そして制度の周知を図って、広報やホームページ等でのPRをやったりやっていかなければいけないというようなことと、それから先ほど申し上げましたけれども、ごん講座などの健康教育も実施をし、受診者の利便性も図って、受診率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 今、資料館でお手伝いをいただいている作業員についてであります。現在、2名の方にお手伝いをいただいております。発掘等に経験のある方ということでありまして、週に4日、働いていただいております。

それと、いつまでということではありますが、明確な期限をここで言えるのはちょっと難しいわけですが、報告書をまとめるということで、先ほど26年度に報告書ということも申し上げたわけですが、そのあたりぐらいまではお手伝いを願っていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） まず、電動アシスト自転車でございますが、私、モニターの総人数を聞いたわけでございますが、今、部長が言われるリース期間が7カ月、2週間に1人ということは、1カ月に2人で8台ということは、総人数は112人ぐらいでよろしいでしょうか。その辺の計算をできればしていただいて、答弁をしていただきたいというふうに思います。それでいいののかも聞きをいたしたいと思います。

それから、あと年齢制限でございますが、自動車から自転車に変えられる、その方々は、当然、私は優先にしていきたいというふうに思います。年齢制限を設けないと、例えば高校生がモニターとして募集をしてくる、そういう場合もあるかというふうに思いますので、それもオーケーなのか、今の答弁だとオーケーなのかなというふうに思うわけでございますが、この辺のこともきちんとしていただければいいかなというふうに思います。

そして、やはりしっかりとした無事故で、また駅等に置いておくわけですので、言われたみたいに、盗難事故、それぞれさまざまあるかというふうに思いますので、その辺の責任もしっかりともう一度、お貸しする時にはきちんとしてやっていただきたいというふうに思います。

それから、あと乳がんとう宮がんの検診でございますが、節目の検診は、今、17.5%ということで、これは以前、節目云々関係なく、以前は、これは平成20年でしたか、子宮頸がんの検診率は11.6%から言いますと、今回、節目の年齢が17.5%、節目でなくても検診を受けてみえる方があるかというふうに思いますので、これを通常の検診も合わせるとどのぐらいにいったのかなというふうに思います。

乳がんの方は、平成20年は16.4%だったのが、節目であると25.5%までいったということで、通常の検診も合わせると、もう少し上にいっているのかなというふうに思いますが、その辺のこともできたら、わかりましたら、お聞かせを願いたいというふうに思います。

女性特有のがんだけでなく、しっかりとしたがんの検診の向上のための目標もきち



んと明確にされているわけですので、目標に向かっての検診率アップのために、さらなる取り組みをしていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 電動アシストの関係でございますが、間断なく利用者がうまくローテーションが組めれば、マックス112名という人数が計算できるわけですが、このとおりになるかどうかは、実際やってみないとわからないといったところでございます。目安としては、その数字でよかろうかと思えます。

中高生の通学にも対象にするかしないかについては、これは実施までに検討課題としてさせていただきたいというふうに思っております。

責任の問題もでございますので、成人に限るかどうかについて、検討を加えてまいりたいと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 女性特有がん検診なんですけれども、今、国が昨年10月からにわかにはやり出したのが、子宮頸がんでは20歳から40歳の5歳刻みと、それから乳がんは40歳から60歳の5歳刻みということの人を対象にのみしておるわけですね。町は、そのこととは関係なしに、子宮がんと乳がんの検診を年齢制限はあまりせずに行っておるわけです。ですから、受診率が非常に出せないわけなんです。

一応、平成21年度の実績見込みで、とにかく子宮がん・子宮頸がんを受けられた人数というのが、まだこれからも、実は3月もまだやっておるものですから、最終ではないんですけれども、一応、1,400人ぐらいと、子宮がん・子宮頸がんの合計ですね。それから、乳がんについては、1,360人ぐらいということであって、受診率というのはちょっと出せないんですね、これはなかなか難しくて。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、6番、足立嘉之君の質疑を許します。

6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） それでは、森林環境税ということについてちょっとお伺いしたいと思います。

未来のみどりに500円と、愛知県では、平成21年度より森林環境税と言われた「あいち森と緑づくり税」が導入されました。森林や里山、都市の緑を整備・保全するさまざまな取り組みが始まったようであります。

この税金は、個人年間500円、法人には、資本金に基づき、年間1,000円から4万円となっているようであります。課税対象者は、愛知県では約370万人で18億円、法人は17万社で4億円、合わせて22億円を見込んでいるとのことあります。その税金の活用は、県が55%、市町村へは45%の割合であるとのことあります。

そこで伺います。本町における課税対象者は、どういう条件があるのか、その対象者は何名なのか、そして金額は幾らであるのかをお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 「あいち森と緑づくり税」につきましては、21年度から5カ

年を期限として、県民税の均等割額に対して超過課税として課税される税でございます。

この個人につきましては、本町の場合は、均等割の出る納税義務者数が、概算でございますけれども、1万9,100名でございます。これに対して年間500円でございますので、総額としましては955万円という金額になろうかと思えます。

法人の関係でございますけれども、これは以前、概算で250万ぐらいであろうというようなお話もしたわけでございますけれども、実際のところ、厳密に言いますと、この法人の幸田町分というのは、計算ができない状況でございます。

というのは、例えば1企業が10カ所の工場を持っておるという場合、それが10市町村にまたがっておるという場合、この企業に対しての緑税については、1社として納付されます。したがって、どこの工場分だという形での整理ができません。したがって、この法人の幸田町分については、ちょっと試算ができないということでございます。

なお、本町の法人は600余りということですので、それが幸田町に1カ所しかないところは、幸田町分としてカウントできますけれども、複数事業所を持つ会社に至っては、幸田町分の扱いが整理できないという状況でございますので、法人分についてはそういった状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） それでは、本町には、この「あいち森と緑づくり税」に対して配付金は幾らであったのかということと、幸田町には、一応税務課で聞いた人数でございますと、1万9,548人ということでございましたので、ただいまの総務部長の言われた1万9,100人ということとはまたちょっと違うのかなと、1週間、2週間の間で、これだけ人数がなぜ違うのかなと、こういうこともございます。

それから、次は衛生費県補助金、あいち森と緑づくり環境活動・学習事業交付金についてであります。

近年、環境問題への高まりを背景として、地球温暖化や水源の涵養など、森や緑が有する多様な公益機能に対する県民の皆さんの期待も高まっていると聞き及びます。あいち森と緑づくり環境活動・学習事業交付金100万円について伺いたいと思います。実施事業はどのようなものを計画されているのか、具体的に教えていただきたいと思えます。

当面、この事業は平成21年から25年度までとされていると思いますが、毎年、同じ事業を繰り返して行っていくのか、それとも角度を変えながら進められるのか、伺いたいと思います。

それから、60款15項の25目で農林水産業費県補助金のうち、里山林健全化整備事業交付金60万円についてであります。

森林整備、山の奥地や公道、河川沿いなどの作業性の悪い森林の谷間などの伐採等の手入れが不足すると、樹木が混み合い、樹幹により空間がふさがれてしまうというようなことで、地上に太陽の光が差し込みません。地面には、雨粒をクッションのように受けとめる低い木や草木が育たず、山の土が雨で流れてしまったり、崩れてしまう心配も

あります。

この交付金については、この事業、平成21年度では、大草区内の山林でこの事業が行われることになっておりますが、今後、5カ年計画で当面推進されると思うわけであり、今後における整備計画等をお伺いいたします。この補助金金額の増減見通しについてはどうなのか、伺いたいと思います。

この森林環境税も同額で来年度も推移するとなれば、60万円、あまりにも小さな事業であり、森の緑づくりが進まないのではないかと。この事業を、ぜひ町費も加えながら整備を図っていただきたいと思いますが、町当局の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 先ほど、個人の対象人数を申し上げました。

私が申し上げたのは、予算上の概算の数値でございまして、足立議員が申されたのは実績数値であるということ、今、確認をいたしました。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） あいち森と緑づくり環境活動・学習事業交付金100万円からお答えをいたします。

前段の関係になりますけれども、「山から街まで、緑豊かな愛知」の実現ということで、この事業が旗上げられておりますが、この100万円につきましては、環境衛生費の環境活動・学習事業に充当させていただきます。

その事業の内容といたしましては、自然観察会の内容を精査し、観察会を通じて地域の自然と触れ合う機会を提供するという事で、地域に生息している動植物の名前やそれらの特徴など、魅力あるデータを電子データ等に編集して、公開していく予定をしているところでございます。

平成22年は、健康の道のルートを今のところ想定をしております。

それから、23年度以降についてということでございますが、23年度以降については、樹木への名札の取り付けですとか、地域での観察できる動植物の、こういうものが観察できるよというような看板を設置するとともに、情報整備区域の拡大とホームページの拡充などを考えております。

それから、里山林健全化整備事業交付金60万円につきましては、里山林健全化整備事業に充当させていただきます。この事業につきましては、議員言われますように、21年度は、大草地内の山林0.72ヘクタールで間伐、枝打ち等を実施しております。

平成22年度以降につきましては、採択要件に見合う候補地を選定いたしまして、引き続き実施していきたいと思いますが、平成22年につきましては、平成21年度と同規模程度の事業展開を予定しております。

それから、補助金の増額見込みでございまして、他市町村の要望の状況もございまして、事業実施の要件がございまして、保安林でないこと、それから民有林であること、今後20年間開発等をしないことなどの協定を町と結んで管理していただく体制もとっていただくということがございまして、そういうことを満足できる場所が選定できれば、増額等の要望もしてまいりたいと思います。

町費の投入ということでございますが、この事業を100%県費で対応できるということでございますので、現段階、町費を投入することなく、この事業を有効活用してまいりたいというふうに考えております。

- 議長（鈴木三津男君） 途中ではありますが、ここで昼食休憩のため、休憩いたします。  
午後は1時より会議を開きます。

休憩 午前11時53分

---

再開 午後 1時00分

- 議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、足立嘉之君、3回目の質疑を許します。

6番、足立君。

- 6番（足立嘉之君） 次に、土木費県補助金、都市緑化推進事業交付金についてでございます。

都市の緑は、私たちに潤いと安らぎを与えてくれるとともに、環境改善に資する身近で貴重な自然であり、美しいまちづくりを進める上でも重要な役割を果たしています。本町への245万円の補助金の使い道と交付要領等、なお内容について、なるべく詳しく説明をいただきたいと思っております。

2年目からの都市緑化推進事業についての方向性はどうかを伺いたいと思っております。それから、この事業で、市街地での樹木植栽計画は実施されるのか、考えはあるのか、伺いたいと思っております。

次に、教育費県補助金、小学校費、木の香る学校づくり推進事業補助金182万6,000円についてであります。

県産木材の活用、森林整備により産出される間伐材の有効利用については、大変よい取り組みであるなど、このことを思う一人であります。この補助金で机とイスを100セットをまずは購入されると聞いたわけですが、どうした教室から設置されるのか、お伺いいたします。

それから、この県からの補助金182万6,000円を289万8,000円の事業で行うようになっていると思っておりますが、このことについて思いをお伺いいたします。

本事業について、平成22年度以降についての事業推進についてをお伺いいたします。

なお、本町での森林環境税「あいち森と緑づくり税」のこの補助金、交付金の有効利用を大きく期待いたします。

- 議長（鈴木三津男君） 建設部長。

- 建設部長（鍋田堅次郎君） あいち森と緑づくり税の都市緑化事業についての245万円、補助金を10分の10の事業でいただくわけですが、まず四つの事業がメニューされておりまして、身近な緑づくり事業、この場合、たまたま22年度は用地購入を行うわけですが、用地購入につきましては3分の1助成になっておりますので、幸田公園の隣接地で651平米の隣地を586万4,000円で用地購入をし、その3分の1を交付金として195万円を受けます。

その次に、県民参加による緑づくり事業として、「DECOウオーク幸田」、デンソ

一さんが事業主体であります。昨年、21年度もやっていただきましたが、22年度につきましては、60万の事業費ですが、交付対象事業費は50万円としまして、50万円を県から交付を受けるということで、195万円と50万円で245万円がこの歳入の交付金になっております。

ほかにメニューといたしましては、先ほどお話ししました身近な緑づくり事業では、用地を購入したものの施設整備につきましては、10分の10の助成要綱、300平米以上の事業効果が上がるようにと、ただし1平方メートル当たり1万円以下の助成です。それから、緑の街並み推進事業という形で、街路樹のようなものを、あるいは屋上緑化、そういったものの整備につきましては、10分の10。それから、美しい並木道の再生、こういった事業メニューを、愛知県が都市緑化においては四つの事業メニューで、この事業の今後の活用につきましては、23年度以降も身近な森づくり事業として幸田公園での隣接地の買収を、あるいは街区公園の緑地整備、これは施設整備ですので、10分の10、それから県民による緑づくり事業、DECOWORKのような、そういったものに協賛をして事業実施、そういった形で、できるだけ10分の10事業、あるいは用地につきましては3分の1であります。愛知県のこの新しい税を大いに活用していきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 木の香る学校推進事業補助金についてであります。県産の木材を活用した小・中学生の机・いすを購入するわけですが、児童・生徒が毎日利用する身近な机やいすが愛知県産の森に育った木からつくられていることを知ってもらえること、そしてこのことを契機に、森林整備の意義や木材利用の効果についても学んでもらうことも大切なことだというふうに思います。

購入数は、今言われたように100セットでありまして、これは特定の教室に置くというものではございません。児童数の増加、あるいは今までの傷みの激しいものを交換するといったことで購入するものでありまして、特定の教室ではありません。

県からの補助金のございですが、見積もり額を予算化いたしました。県産の木材を活用したいす・机のセットは、おおむね2万9,000円です。私どもが今まで購入しているセットは、約1万円です。この差額1万9,000円を県が全額補助していただけたという内容です。差額1万9,000円に対して100セットということで、おおむね約190万ということになります。

今後の補助制度の活用ということですが、この補助制度、5年間、25年までですか、続くということですので、その制度があるうちは活用していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立嘉之君の質疑は終わりました。

次に、2番、大嶽 弘君の質疑を許します。

2番、大嶽 弘君。

○2番（大嶽 弘君） 歳出15款10項安全対策費というふうに出しましたが、項目がここでいいかどうか、ちょっと私、自信がありませんが、要は、テレビのデジタル送信受信の時代になりまして、安全対策費として公共施設の特に避難所でございますが、そう

いうところに対する受信の設置可能な状態にしておくというようなことについて、対応を1点はお尋ねします。

それから、社会福祉事業ということで出しましたが、高齢者とか障害者に対するタクシー補助、チケットとか割引の関係では、岡崎にしる蒲郡、またインターネットなんかを見ますと、相当数の自治体を実施しているわけでありまして。幸田町については、福祉巡回バスというのがあるわけですが、このタクシー代の補助制度について、本町の今後の考え方について示していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 幸田町が避難所指定をしておる箇所につきましては、各地域の集会施設を中心に65カ所でございます。そのうちテレビを保有しておる集会施設は、38カ所ということで確認をいたしております。

このデジタル化につきましては、それぞれ地区が対応いただいております。2011年7月25日までの間に各地区がそれぞれ独自に切りかえの対応をいただいておりますという状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） タクシー代助成でありますけれども、私どもは平成5年度から、障害者に対してタクシー助成を行ってきております。特に、平成19年度からは制度を大幅に見直しをしまして、利用券を、200円券50枚と500円券50枚を交付をいたしまして、そして1回の乗車でその交付の券の間であれば幾ら枚数を使っても結構だというようなことになりまして、その後、非常に飛躍的に利用枚数が増えまして、例えば平成19年度では支払額は231万円、平成20年度につきましては298万円というふうに、大幅に利用が増えてきたという経過があります。

高齢者に対するタクシー代補助は、私どもはやってはおりません。これは基本的には福祉バスを運行をしておりますので、それを使っていただくということの考え方でおるわけでありまして。

それから、近隣の市町では、岡崎市が障害者も高齢者もタクシー助成をしておりましたけれども、高齢者タクシー助成は22年度から廃止するということが、つい最近の新聞でも出されてきたところであります。

西尾は、高齢者タクシーはやっていないと、蒲郡もつい最近、新聞に出まして、市内での移動の場合に限って、70歳以上の方に関しては、上限1,000円で3割を値引きしてタクシーに乗れると、こういうふうになったということは新聞紙上で私は聞いておりますけれども、そのほかはあまり高齢者のタクシー助成については聞いたことがありません。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） テレビの関係につきましては、公費で設置したものがあるとすれば、それは受信不能になりますと、廃棄するか、新しく買うかということですが、廃棄にするにしてもお金がかかりますが、どちらにしても、これは設備については、この前の各施設の補助要綱の中に、動かせるものは原則として地元で負担してくださいよと、動か

せないものについては、一応、町の方から援助していく覚悟だというような基本線を聞いておりますが、例えば屋上のアンテナとか、そういうものは動かすものではございませんし、そういう面ではどうかなというふうなことを思っています。

それから、障害者の関係については、ただいま話を伺いまして、私もちょっと勉強不足でございまして、これはこれでまた勉強してまいります。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 現在の集会施設に対する補助要綱、幸田町地区集会施設整備費補助金制度でございすけれども、これにつきましては、議員おっしゃっていただいたように、施設と切り離さない不可分のものについては、若干、補助対象に拡大してきたという経緯がございます。しかしながら、テレビにつきましては、やはり備品としての扱いで、過去にも対象にしてこなかったという経緯がございます。

このテレビのデジタル化につきましては、テレビを買いかえるという対応もございすけれども、アダプターによりまして変換も可能でございす。多少、画面は黒帯が入りまして見にくい向きもございすけれども、テレビとしての機能は果たせるということでございます。

そういったアダプターの関係については、ごく安価に導入できるということも聞いておりますので、これらにつきましては、地元の対応をお願いをしていきたいというふうな今のところ考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、3番、池田久男君の質疑を許します。

3番、池田君。

○3番（池田久男君） 歳出55款15項と20項10目の学校管理費について、お尋ねをいたします。

小・中学校9校に対して少人数学級をしておられます。大阪では、習熟度別少人数学級とも申しておりますけれども、子供の反応と効果、また教科と年間の回数を初めにお尋ねしますが、保護者については大変好評だとお聞きしております。子供の反応というのはなかなか見えにくいものでありますが、子供の反応と効果と教科と年間の回数をお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 少人数指導についてでございますが、町内すべての小・中学校で行っておりまして、個別指導や反復練習が特に大切な教科、算数・数学や英語などの教科を中心にして実施をしております。

年間の授業時間は、学校により、また学年により異なりますが、例えば中央小学校を例にとりますと、4年生では、週5時間の年間35週、年間175時間、少人数指導による算数の授業を行っております。

今、習熟度別という言葉がございました。少人数指導を行うためのクラス分けでありまして、一つの学級を機械的に二つに分ける方法もありますし、また例えば基礎的な学習に重点を置くクラス、進化・発展の学習に重点を置くクラスなど、習熟の度合いによ

って分ける方法もあります。

さらに、課題別、興味・関心別など、クラス編制を固定的に考えず、単元の内容によって柔軟な編制を行っているところがございます。

習熟度別の編制におきましては、本人の希望や保護者の理解を得るなどの配慮のもとに行っておりまして、少しでも一人一人のわかり方に沿った授業展開がなされるように進めております。

少人数指導に対する児童・生徒の反応でございますが、例えば深溝小学校からの報告書では、「算数の能力差は学年が上がるにつれて大きくなる。躓いている内容を少人数指導で丁寧に指導し、基礎・基本の定着を図ることができた」とありますし、また豊坂小学校の報告書には、「子供たちにとって、わからない時にすぐに教えてもらえることから、学習意欲の向上につながった」とありまして、基礎学力の定着、学習意欲の向上に成果があるものにとらえております。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 細かく説明していただき、また一番大事なことは、生徒・児童に劣等感とか優越感を持たせない、また学力差です。通常の授業と同じにしてもらいたいということで、先ほど教育長が言われたように、気がねなく質問できて、わかったと満足する子供が増えてほしいなと思います。

それで、一方で、大阪の例でございますけれども、これによって、ある学科では、全国学力テストより上回ったという数字も聞きますけれども、小学校においては、ある学科では下回ったという報告も聞いております。その辺のところを精査していただいて、正答率が上がるようにしていただきたいと思っております。

それから、授業数の増加、また教員の確保ということも問題があります。自治体の財政難とか新指導要領の先行導入で、学校の授業が増加したということで、先生が丁寧に教えてくれれば楽しいとか、そういうことによって先生もやりがいがあるということで、何分にも宿題に重きを置かないようにしたいと考えておりますけれども、いかがですか。

○議長（鈴木三津男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） クラス分けにつきましては、子供たちに劣等感などを持たせることがないように、議員ご指摘のように、わかったという積み重ね、わかる喜びを重ねること、このようなことを大切にしながら進めてまいりたいと、このように各学校への指導もしていきたいと、このように思っております。

また、授業時間数の増加ということでございますが、新しい学習指導要領改訂によりまして、週当たりの授業時間数は一、二時間増加をいたします。

少人数指導につきましては、県からの対応の加配教員も配置をされております。今後、県から配置される教員に加えまして、町単独の教員を各学校、今後とも1名配置し、少人数指導の継続実施を進めていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） どの学科にしても、子供で討論とか教え合うのも欠かせない事実でございます。その辺のところのバランスなども大切でございますので、そのところを考えて、これから、大変、保護者にも好評でございますので、また子供もそういう満足感



があると思いますので、続けていってもらいたいと思います。お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 基礎的な学力の定着とか、あるいは学習意欲の向上と、こういうことでいきますと、効果を認めておりますし、今後とも進めてまいりたいと思っております。

また、少人数にふさわしい教科、それから人数が多い方がいい教科もございますので、そのあたりのバランスも考えながら、子供たちに学力がつくようにしていきたいと思っております。

町単独加配をお認めいただいて随分になるわけでありましたが、町単独加配の先生と、それから県費から派遣される県の先生と両方でもって、各学校、少人数指導を進めているところでございますが、県費の講師の先生と町費の先生とにおいて単価に開きも今までであったものですから、優秀な先生方を、講師を確保するというようなことに支障を来してはいけないということも考えまして、単価を引き上げ、県費に近づけるような予算の措置もお願いをしたところであります。

今後とも、少人数指導の成果も見ながら、丁寧な対応をしていきたいと、こんなことを思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田久男君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まず第1番目に、今予算で民主党政権になって影響した内容について、お聞きをしたいというふうに思います。

事業仕分けによつての影響等はどうか反映されたのか、それともあったのか、なかったのかでございます。

次に、5%カットの対象事業と削減額の一覧表の資料提出は出していただきました。それによりますと、406万3,000円という削減額でありますけれども、本当にこの少しばかりを削って、削って、積み立ててという感じが非常にするわけでありませぬ。

例えば、子ども会の活動費などでございますけれども、5万1,000円、子ども会の連絡協議会には3万9,000円と、非常に子供たちの活動を阻害するといいますか、制限をするような、そういう内容になっているというふうに、一例を申しますと、そういうような影響がここの中にあらわれているのではないかというふうに思うわけでありませぬ。

ですから、こうした一律5%削減をするということは、やっぱりいかがかと。これは、やっぱり事業によっては、増やしたり、あるいは見直したり、こういうことをしていかなければ、すべてこのように削減をするんだよというふうにやってしまうと、いかがかという思いでございます。

次に、これが新駅の建設にも影響するというので、新駅の建設は積み立てているから、一般会計には影響しないよと言われるわけでありませぬけれども、しかしやはり今まで事業を予算がないと言って締めてきた、そういう結果、積み立てをしてきて、新駅へ

と突っ走ってきたということのほかにはないわけでありますので、そういった点からすれば、もう既に事業を着手をし、そしてことしから建設を進めるという段取りになってきている中で、やはりこのように住民負担へだんだんと強められてまいりますと、豪華な駅舎でなくてもいい、やはりもう少し簡素で使いやすい駅であればいいのではないかと、そういうような声が相当聞こえてくるわけでありまして、そういう声は届かないのかということでありますが、いかがでしょうか。

5番目に、中学生の海外派遣、これはわざわざ復活をしたわけですね。今年度は、財源が厳しいということで廃止をいたしました。廃止というか、町長はそれに対して休止をしたのが残念だったということで、再度、復活予算ということで上げられたわけですが、この予算額について言えば、平成20年度の額の半分以下の額で上げている内容であります。ことしの中学3年生には我慢をさせ、そして来年度の中学3年生にはまたこのような事業を行うということであれば、これ、教育に差が出てくるということにもつながる内容でございますが、その内容についてお聞きしたいと思います。

6番目に、妊婦無料健診であります。これは、初診についてでございますけれども、14回の国庫補助対象となっている、その中身についてでありますけれども、厚生労働省の国の補助14回に対して11万3,000円から8,000円というふうに言われている中で、すべてこの国の補助によって、出産までは無料とすると、そういうような方針のもとで14回という金額が出されてきたわけでありまして、こうした厚生労働省が示す11万3,000円の内容が、これが還元されるのかという内容でございます。

ですから、そうした点からすれば、この初回、妊娠の届け出をする前に、初めて初診を受けた時のものも対象として、そして十分補助対象の枠内におさまるようにしていくべきではないかというふうに思うわけでありまして、そのことが改善されるかどうかでございます。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 民主党政権になって、幸田町の新年度の予算への影響についての問いでございますが、最も大きな影響を受けましたのは、子ども手当でございます。歳入歳出それぞれ5億5,000万の増というふうになっておるわけでございます。

また、民主党政権での事業仕分けの影響でございますけれども、これにつきましては、国交省予算を中心に見直しがなされたわけでございますが、国交省の公共事業関係予算、地方の補助金も含めて、15.2%の削減という内容があります。この関係で、幸田町の一般会計における影響が見込まれる補助金といたしましては、五つの補助金が心配されるところでございます。

一つは、都市交通システム整備事業補助金、地域活力基盤創造交付金、まちづくり交付金、都市公園整備事業、住宅建築物耐震改修等補助金、これらの五つの事業が国交省の関係として影響が見込まれるものでございます。

今現在、新年度予算では、補助金として4億3,700万の5事業に対する補助金を見込んでおるわけですが、これらにつきましては、この予定どおり交付されるかという問題がございます。

確認するところによりますと、今年度につきましては、従来の補助メニューを積み上

げたものが社会資本整備総合交付金と、一括交付金という形での交付が見込まれるということでございますので、22年度については、ほぼ予定どおりではないかというふうに考えております。

しかし、来年度以降の本格的な一括交付金制度の実施におきまして、心配がされるところでございます。

次に、補助金の5%削減でございますが、これにつきましては、団体への事務的補助金を対象に、今回、5%の協力を願うということで対応をさせていただきました。

これにつきましては、厳しい経済情勢の中で、大幅な町税の減収がございます。より一層の行政改革を進めなくてはならないという状況のもとに、対応したものでございます。

結果として400万余ということでございます。小額ではございますけれども、行政改革という、そういう意図をこの関係では示していきたいということでございます。

次に、新駅の関係でございますけれども、新駅につきましては、議員指摘の豪華な駅ではないというふうに判断いたしております。

経済設計・環境設計のもとの、安全で快適な、親しみやすい、使いやすい新駅を目指しておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 派遣の内容についてであります。内容そのものにもかかわってまいりますので、若干の経緯を述べさせていただきたいと思っております。

派遣事業は、平成元年第1回の派遣以来、20回を数えました。一昨年、平成20年ではありますが、8月、20回目の派遣を一つの区切りといたしまして、20年前と今とでは生徒たちの置かれている状況も変わってきておりますので、教育委員会といたしまして、新しい派遣の方向について検討を始めました。

中学校の校長先生、あるいは国際交流関係者、旅行者などからヒアリングを行い、また他市町村の状況も把握しながら、今の幸田町の中学生に経験をさせたい派遣事業の内容について検討をいたしていたところに折からの経済不況が重なりまして、幾つかの事業の見直しや中止を余儀なくされました。新しい方向を検討中ということもあり、21年度の派遣を断念したところであります。

今回、財政状況は依然として厳しいものであることは承知いたしておりますが、次代を担う若者を世界に送り出し、見聞を広める機会を与えることは意義あることと考えまして、予算の計上をお願いしたところであります。

経済不況という要因があったとはいえ、派遣事業に応募しようとしていた中学生にとっては、その機会が失われたことになり、残念に思うとともに、申しわけない気持ちを持っております。

派遣の内容であります。時期は8月下旬、ホームステイ体験事業を含む7泊8日程度を予定しております。派遣人数は、中学生12名で、引率は4名を予定しております。

派遣先であります。中国を考えております。これまで20回、アメリカ、オーストラリアに派遣をしてまいりましたが、これからの国際理解教育を考える時、近隣の国々

と共栄共存を図る時代であり、近隣のアジアの地域、中でも日本文化の源流でもあり、世界のリーダー的存在である中国を訪問することは、意義あることと考えているところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 妊婦の無料健診の件でありますけれども、平成21年2月に厚生労働省が通知を出しまして、「妊婦健康診査の実施について」という内容で出ました。それで、14回に拡大をするという方向も出たわけであります。

平成22年度から、愛知県下全市町村が県の医師会と調整をして、同じ健診内容でいきましようということが統一されました。それで、本町もその内容で今回、予算も出しておるところであります。

それで、言われる妊娠しているかどうかという検査費用については、今回は対象とはしておりませんし、当面、その予定はしていないということであります。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 5%カットの中身でございますが、55事業でございますが、行革の意図を示していきたいと、400万余りの額はわずかであるということと言われるならば、なぜやらなければならないのかということですが、とにかくより一層の行革への対応という、これを突破口としてどういう行革を進めようとしていらっしゃるのでしょうか。ここから見ることを言えば、住民へのしわ寄せ負担が強められることのあらわれというふうに見てもいいのかどうかということでもありますよね。

わずか400万だったと言われるなら、なぜやる必要があるのかということなんですよね。400万を、とにかく住民の身銭を切りながら削って、削って、そしてそれを今度は、言うところの事業へどんどんつぎ込んでしまうということであれば、まさに町民の暮らしや福祉、そういうものを削って大型事業にどんどんつぎ込んでいく、行革をより一層縮めて町民への負担を強めていく、このあらわれにほかならないではないかということが言えると思います。

次に、子ども手当の件であります。民主党政権になって一番の影響は子ども手当と言われるわけですが、午前中にも水野議員からありましたけれども、今度の子ども手当は、平成22年度は、とにかく6月支給に間に合わせたいということで超特急でやられた内容ということで、それで今までの児童手当と同時に支給をするということになるわけでありまして、小学校6年生が中学校3年生までに変わるわけですが、現在、児童手当をもらっていた人たちは、5,000円から1万円もらっていた。そういう人たちが、総額は月額1万3,000円ですから、わずか3,000円しか増えないということになれば、じゃあ今度は子ども手当の財源としては何が民主党政権がやったかということを考えてみる時、逆に子育て世代に対しては負担が強められ、マイナスになるということが大きな問題となってきたのではなかったかというふうに思いますが、その点について負担のあり方についてお答えもいただきたいということと同時に、町の負担額は、先ほど水野議員に出していただきましたが、改めて町の負担として1億ということでしたか、その点についてお答えいただきたいというふうに思います。

次に、中学生の海外派遣でありますけれども、教育長は新しい派遣の方向でというこ

とで、財政が厳しい中で、1年間、とにかく断念をしてきたということで、教育に差が出てきたことについて、何らその点については思わないのでしょうか。

とにかく、ことしの中学3年生、修学旅行も新型インフルエンザで、いろんなものがたまたまその年のめぐり合わせと言ったらおかしいわけですが、そういうようなことであって、私は中学生海外派遣事業を肯定するわけではありませんけれども、続けられていたならば、当然、その子供たちも行けたわけですよ、肯定するわけじゃありませんよ。ですけれども、財政が厳しいということで、今度は中断された。じゃあ、もう20年を契機にこれで歯どめにする、打ちどめにする、やめようと、こういうので、じゃあ新たにすべての子供たちにどういう教育を行うのかという方向転換にならなかったのかということでありまして。その辺が非常に私は残念だなというふうに思います。

それから、行き先は中国ということでありましてけれども、上海万博が中国で行われるわけでありまして、上海万博、こういう物見遊山というものも盛り込まれるのかなというようにことを勘繰らないわけにはいかないと、中国と聞くとですね。

ですから、やはりそういうことで、見聞を広げることは意義あるというふうに言われますけれども、じゃあ小学校・中学校で外国語の授業と言えば、英語を学んで、そしてそこでホームステイをして、そしてさらにそれを我がものとして吸収をしてくるという、そういうホームステイの体験ということに今までは意義を見出され、そしてそれを目的として派遣をされていたわけでありまして、中国は残念ながら言葉が通じません。ですから、これは引率も4人ということで、さらに子供の人数の減らしていった、より一層差別と選別を進める内容になるのではないかというふうに思います。その点はいかがでしょうか。中止する意思があるかないか、お尋ねします。

それから、妊婦健診でありますけれども、県の医師会とすべての全市町村が同じ健診内容ということからすれば、これは初回はとにかく入っていないということからすれば、厚生労働省の補助基準とこの辺は合致するのかもしれないのか、その点もお尋ねします。

それから、例えば県すべて一律だよということであれば、産後健診を実施しているところもあるわけですよ。ですから、そういった点からすれば、一斉ではないわけですね。やっぱり、各市町村それぞれ幅があって、そしてそれを実施をしているということからすれば、私は初回も本当にたくさんのお金がかかるわけでありまして、そういう点からすれば、それもやはり償還払いという方法でもいいわけですので、そうした点で還元すべきではないかなというふうに思います。

妊娠の届け出をして、すべての人が14回受けるわけではないですね。早産もあれば、遅い人もある、そういう点からすれば、おおむね14回という方向が出ているのであって、やはり妊娠がわかった時点で支払って、安心して出産・子育てができるという体制づくりにしていくべきではないかというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 5%カットの問題でございまして、直接住民サービスの低下を招く、そのようなものは、今回、削減の対象にはいたしておりません。団体への事務的補助金を中心に、5%の削減をお願いしました。回り回って、住民への影響は全く否定はしませんけれども、直接的なものは極力削減はしなかったということで、ご理解をい

ただきたいと思います。

なお、今後の経済動向にもよりますが、引き続き経常経費の切り詰めは取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

具体的には、22年度で公共施設の使用料・利用料等の見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 教育長が答えられる前に、私から海外派遣について申し上げたいと思います。

この件につきましては、昨年、中断のやむなきをいたしたわけでありましたが、復活の対象に私は考えてまいりました。しかし、時期が間に合わん、夏まつりもしかりであります。そういう面から、断念せざるを得なかったわけでありましたが、今、丸山議員がおっしゃるように、この差別を導入したと、そういうことは深く反省をいたしております。

しかし、本当に子供たちは夢を持ってほしい、そういう面、国際感覚を高めていただく。いみじくも、教育長が予算のことを申し上げたわけでありましたが、少ない中で、いかにこの時代に合った、時に合った、いわゆる20年、これまでアメリカ、オーストラリアを回ってきたわけでありましたが、しかしこのアジアの中国、そういうことでも、でもという言い方はいかんですが、いずれにしてもそういう国際理解を子供たちが持ってもらうということは、これからの将来を担う子供たちにとっては大変意義があるというふうに思い、少ない経費の中で、参加する生徒も約半分であると思います。10人あります。おっしゃるように、引率は1人増えるかもしれませんが、いずれにしてもそういう面で、私は極めてこの海外派遣は、いろんな意見がありますが、近隣市町もほとんどやっております。そういう面からいたしましても、よそがやっておるからどうということではなくて、私の考え、信念といたしましても、そういうことは大切であるというふうに思い、要請をいたしたところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 昨年の状況の中で、インフルエンザによって海外派遣を中止をした近隣市町村、幾つか承知しておりますが、本町の場合は、そのようなインフルエンザによるということではなく、検討をした上で決断をして中止をしたと、こういうことであるものですから、そういう意味において、たまたまこの学年の子たちにそういう機会が与えられなかったことにつきましては、先ほども申し上げましたように、残念でもあり、また申しわけない気持ちを持っておるところでございます。

先ほどのご質問の中に、英語の問題がございました。確かに、中国は英語の国ではないわけですが、第2外国語として小学校の3年生から既にもう英語教育に取り組んでいるということで、英語教育については随分と強力に進めておるということも承知をしております。幸田町の子供たちも第2外国語として英語を学んでいるわけであり、そのような第2外国語で英語を学ぶ者同士のコミュニケーションといいますか、向こうでの交流も、またこれ一つ意義のあることではないかと、このようなことも思っているところであります。

いずれにいたしましても、全員の生徒たちを連れていくことが、今までもそうであり

ましたが、かなわないことでもありますので、応募をし、その中から派遣生を選考すると、こういう形の中で派遣団を構成していくわけではありますが、その子たちが自分たちの目で見、肌で感じたものを周りに伝えていくということの意義を考えながら、派遣の検討を進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 子ども手当の財源で扶養控除廃止をすると、そういうようなことが言われておりますけれども、そのことでどうだと言われても、私がそこで答えるわけにはいきません。これは、もう国の方で決めていただいたら、それに基づいて私たちは仕事をすると、こういうことでもありますので、答えを求められても、私も困ります。

それから、町の負担額は、先ほど午前中に申し上げましたけれども、今までの児童手当の負担額1億円が22年度においても1億円であるというふうなことで、予算を組んでおるところであります。

妊婦健診の妊娠したかどうかという健診の費用につきましては、これはまだ私たちとしては補助をするという考え方は持ってはおりません。

それから、国が14回の健診内容を示しておるわけですが、基本的には国と一緒にだというふうに理解していただいて結構だと思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） すみません、答弁漏れがございました。

まだ、行き先については、具体的にここということを決めておりませんが、今現在思っているのは、北京、それから西安、それから上海等を今考えております。

中国は非常に広い国土でありますので、当然、予算のこともございますし、その中で一番教育的価値の高い場所をというふうに考えておりますが、まだ現在、具体的にはこの土地という決定はまだしておりません。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いずれにいたしましても、この補助金の5%カットは、住民負担をしわ寄せをし、そしてさらに22年度で公共料金の見直しを進めるということからすれば、住民負担サービスを強めていく何ものでもないというふうに言わざるを得ないということでもあります。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 経済動向が引き続き厳しい状況にあれば、さらなる削減といったものも視野に入れていかなければならないということを考えますと、極力住民サービスが低下しないような、そういった内部努力もいたしまして、経常経費の切り詰めを考えていきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午後 1時54分

---

再開 午後 2時05分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 昼下がりのけだるい空気が充満をしておるようですが、気を引き締めて質問をしてみたい。

町長の施政方針、この6ページに、こういうくだりがございます。「徹底した事業の見直しにより、財政の健全化を維持する」、こういうのがございますよね。そうした時に、じゃあ徹底した事業見直しとは何を指しておられるのか。ただ、まくら言葉として「徹底した事業見直しだよ」と、これを言っておかんとまずいなというだけの位置づけなのかどうなのか、これが第1点目。

同じく、11ページにも、行政改革につきましては、意識の改革と各種の制度改革に取り組む。そして、事務事業の見直しなど、組織の点検を、これも徹底して行いますと。これも、総論としては、言葉としてはそうだと。では、具体的に今の職員の意識にこういうところが問題があって、これじゃあいかんから、こういう方向で改革をするんだよと、こういうものが、それは施政方針の中でそれを述べよというのは若干酷なことかもしれない。ですから、こうした形の中で質疑で、意識改革と制度改革、それは町長の言うところの施政方針の中で具体的に何を語りたいのか、こういうことをお尋ねするのが第1点目であります。

第2点目は、新駅の強行と見切り発車と暴走だと。丸山議員が豪華な駅舎じゃないかと、いや、そんなものは豪華じゃないと、そんな切り返しをせんでもいいんですよ。切り返しをする暇があったら、もっと違うところに知恵を出せ。住民の感覚とあなた方の感覚は、それほど差があるということなんです。

第1は、住民の合意も得ない中で46億だ。今、40億になっておりますが、それだけの駅舎をつくと、それも町長好みの陸屋根箱型の駅舎だと。そういうものに住民が大きく反発しているということについて、その代用の言葉として豪華な駅舎と言っておるんです。それを揚げ足をとっておるのか、切り返しをしとるのかわからんけれども、そういう感覚だから、幾ら意識改革だと叫んだって、町長、またまくら言葉を並べたなど、こういうことになるんです。

ですから、少なくとも新駅については、住民の合意が得られていないというのが大前提、そして財政がこれほど大きく落ち込んでもさらに強行していこうという暴走行為は、ここでストップすべきだと。

現在、路盤工事が進められております。下り線に待避線をつくる、そういう路盤工事を中心として、今、事業が進められております。そして、5月ごろには、建築確認を申請したことも含めて、建築確認済証の交付がされてくると。交付がされたら、即、新駅と自由通路の着工だと、こういう、今、暴走の構えをされておられる。

そうではなくて、こういう財政の大変な状況に陥った。ここで、路盤工事だけは、これはしょうがないと、今、事業着手をやっておるからね。それが終わって、新駅やら駅舎やら自由通路は、確認申請がおりたから着工しなければいかんという確認申請の義務づけはないんです。



なかったら、ここで、路盤工事の段階でストップすべきだった。そして、財政状況が好転をする、その間、住民の合意を得るために、理解を得るために努力をする、こういうことが、今、行政に求められているんじゃないですか。こういうことなんですよ。

そうした中で、昨年を引き続いてリーマンショックで幸田町がどえらい状況になっちゃったと言って、昨年はどンドンさばいていって、町長のフライングだ、オーバーランだ、補助金をたっただけ切っちゃった。それで、教育長は一生懸命にそのつじつまを合わせるために随分苦勞されておるなと思うんだけど、要は、リーマンショックだとぼっといって、ぼっばぼっば事業を切っちゃった。切ったついでで、いやいや、要らんとこまで切っちゃったなど、何だと、中学生の海外視察だ、あれは切っちゃいかんかったなと思ったけれども、切っちゃったもので、しょうがないなど、こういうことだけなんだ。その後づけの理由を教育長が一生懸命苦勞されて答弁されておるけれども、要は、町長のフライングですよ、オーバーランだと。

ここで私が申し上げたいことは、若干話が前後しますが、補助金の一律カットで、55事業406万3,000円をカットしたと、こういうことですが、昨年の教訓を酌んでおられるのかどうかということなんです。

昨年、各種団体をだっと切った。切った時に、皆さんからどんな批判があったのか。それは、補助金をつける時は一言も話もないし、切る時も話もない。予算をつけたんで、仕事をやってくれ、行事をやってくれと、地元を押しつける、関係者に押しつける、カットしたら一言もないじゃないの、こういう批判を受けたでしょう。私もそういうことはあなたに申し上げた、それはまずかったなという話なんですよ。

だけど、今回はどうなんだと。高々5%ならいいじゃないかという感覚でもしおられるとするなら、私は昨年というよりも、年度でいけば今年度ですよ、今年度カットした教訓が何一つ酌まれていないままに、何でもいんでカットすればいいんだと、こういうことで臨まれたんじゃないですかと、こういうことなんです。

と同時に、今年度の一般会計を含めた最終の会計予算が即決で3月3日に議会で議決をされました。今年度の各会計トータルの借金総額は23億7,030万円、前年度はどれだけかと言ったら、前年は18億7,840万円、わずかこの2年間で42億4,870万円という膨大な借金をしとるわけですよ。

こういう中で、さらに今年度もやられる。当初予算で既に8億から組んでおられる。8億ではとても回らんだろうと。それ、どうだと言ったって、それはあなた方が今議会に提案しておる8億の、「これ以上増やしませんよ」と言うしか手はないわけだ。それ以上、予定をしておりますが、当面、これだけでございますなんてことは言わへん、口が裂けても。

そうした時に、わずか2年間で42億5,000万円からの借金をした。その借金はだれが返すのかと言ったら、住民ですよ。孫・子の代まで負担をかけていく、その負担をかけていく主な事業の内容は何なのかと言ったら、新駅を見切り発車で強行突破する、開発を優先をして、住民の暮らしさえも省みないという状況の中で、現在、150億円を突破する起債残高、借金残高を抱え、さらに2年間の42億の借金が回り回って170億、180億という残高を生み出していきますよと。

そうした時に、税収が落ち込んだからしょうがないんだということじゃないんだ。まさに、あなたの施政方針の言うように、徹底した事業見直しと、そういうものがどこの視点、視野に含まれているのかということをはっきりと明らかにしていただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 予算編成に当たっては、基本的に持続可能なことであるわけですが、いずれにしても一般会計で例をとりますと、126億4,000万ですか、2.9%、しかし実際に子ども手当等々を取った形で言いますと、1.5%の減であります、対前年。それは、いろんなあらゆる面で、そういった予算編成の段階において削減の努力をした。

例えば、経常経費につきましては、10%、約3,000万余の削減をいたしておりますし、また先ほど来、補助金の一律5%で400万余、また住居手当等々につきましても1,000万円余ということであるわけでありまして、4,000万近くですか、加えて各事業、総体的には、イベントも含めてそうではありますが、そういったことに対しましては、対前年から比較、ちょっと今、手元に資料を持っておりませんが、かなり事務裁量において切り詰めをいたして積み上げてまいっております。

そういったこと等からいたしまして、すべてにわたってそうした面での対応してほしいと、そういうことが、今日、議会へお示しいたしました予算になっておるわけでありまして、本当にいろんな面でご迷惑と申しましょうか、苦しい住民の皆さんにもご不便をかけるなど、そのことは痛切に感じております。

ただ、新駅につきましては、伊藤議員がおっしゃったように、今、ここで中断、あるいは延期するということにつきましては、私は残念ながらそれについては「ノー」であります。やっぱり、引き続き続けていく必要がありますし、また私は町民の理解は得られておるというふうに思い、今日まで続けてまいりました。

したがって、22、23年度にわたりましては、これは23年度になると私の及ぶところではないわけではありますが、いずれにしてもきちっと結果を出すようにして欲しいと、そう思っております。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 2カ年での借金が40億を越す借金というご指摘でございますが、これにつきましては、事実でございますけれども、このうちの半分以上、基金への積み立てをいたしております。これは、今後長引くであろう不況に対応する積立金で、つなぎ資金でございます。したがって、決して将来、さらなる借金が増えるといったことのないように、基金での対応という形をとっておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほども申し上げたように、町長の施政方針の11ページに、「職員の意識改革と制度改革に取り組む」というのがあるんです。その町長が改革をしたいという現在の職員の意識はどの辺にあるかということなんです。こういうレベルにあるから、それをどういうふうに改革をしていくのかということが見えてきませんよということをお願いしている。

最も端的な例を申し上げますと、副町長が説明責任も果たさずに口から出任せ、当てず

っぽう答弁して、間違った答弁をして、誤りの内容の答弁をしても、口を拭って知らん顔をしとる、こういうのがあるでしょう。それは、あなた方にとっては当然かもしれませんが。しかし、住民や議会にすれば、まさにそういう意識こそ改革してもらわないかと、こういうことなんです。

ですから、そういうお隣の副町長の例を申し上げたけれども、それは押しなべて副町長を先頭にして全職員に蔓延している意識の問題、私はそう見ます。

そうした時に、町長がどういう職員にどういう意識改革をしてほしいのかというのが語られていませんよということを申し上げている。そういうのを私は語っていただきたいというふうに思うわけです。ですから、現状の認識はどうかということをもとらえているわけです。

それから、今回の一律カットもそうですが、別に副町長、答弁せんでもいい。あなたに答弁は求めてない。この関係もありますように、提出資料の中で、第9次行政改革の方針と、行革の方針だから補助金を一律カットしましたよと、こういうことなんです。

あなた方がしょっちゅう言うのは、行革だと、改正だと、見直しだと、いろんな言葉が使われる。その共通する内容は、住民や職員にとって全部痛みを押しつけるわけだ。

先ほども、総務部長が「公共施設の使用料・利用料の関係も見直しをしますよ」と、見直しとは、イコール改悪であり、住民に負担を求めるものの代用語なんです。そういうふうにしかあなた方は考えておらんわけだ。

行政改革を通じて住民にサービスをさらに向上していく、見直しをして、今のレベルからさらにハイアップしていく、こういうのが見直しの内容の中に入ってこなあかんわけだ。

あなた方が見直しだ、改正だというのは、すべからく住民に負担を押しつける内容だと、そういう内容で昨年ばさっとやったことについて教訓を酌んでないでしょうということを申し上げたけれども、それも口を拭って、町長は答弁をされなかった。

教育長が一生懸命町長をカバーして、中学校補助金のとか、町長自身も勢い余ってここまで切っちゃった。しまったなど、やらなあかんと思ったが、もう済んじゃったと、これはいかんなどというだけの話なんです。

そうした時に、じゃあ切られた側の住民に、切りますよということの行政からの説明もない、補助金を増やすことについても説明もない。片一方では、住民のため、住民のためと言うのは、そんなもの己のためだわ。違いますか。そういうこともきちっと説明がいただきたい。

それから、新駅の関係でも、まさにあなた自身は住民の合意が、理解が得られていると、そういうことを言わなければ、こんなものは強行突破できへんわ、暴走できへんわ。だけれども、そんなことを言えば言うほど、住民の心から、行政の批判から行政不信がどんどん広がっていきますよということを押さえておいてもらいたいと思うんです。

もし、ここで中断したら、もう未来永劫、ここには駅につくられないと、そんなおどし半分のことに乗っかっておいて、あなたもそんな気持ちを持つとってもらっても困るわけだ。そういった点でどうかということの点を再度問います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 職員に対する意識改革であります、これは常にかねがねいつも申し上げておるところでありまして、いろんな研修を通して意識の改善をしていく必要もあるわけですが、先般も伊藤議員の質問に答えて、原価意識と申しましょうか、そういうことは常に持って行ってほしいし、前例踏襲主義ではいかんと、常にそういう前向きな考え方を持ってほしいということは、いろんな場を通して申し上げておるところでございます、十分、職員の彼らは認識を持って対応しておってくれるというふうに信じております。

ところで、駅の問題であります、私は伊藤議員と若干認識を異にしておるわけですが、いずれにしてもこの駅に対しましては、長年、地域の皆さんが挙げて取り組んできた課題でもあり、またこの問題については総合計画でもきちっと位置づけもされており、理解は得られておるといふふうに思いますし、決して強行突破ということではなしに、淡々と示された24年3月末に向けまして事業を進めていくことが大事であると。私は、延期をする、あるいはそういうことをすることは中止につながると、そう思っておりますので、このことはそういうわけにはいきませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

（「カットの関係で住民に話をされましたか」の声あり）

再三、これまでもやってまいりましたし、各学区の説明会におきましても、そのことはお願いをしておきましたので、私は理解が得られておるといふふうに思っております。

（「総務部長がカバーするだがや。要らん時はしゃしゃり出て、こういう時はおれは知らんというような顔しとるけど」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 昨年の反省ということであるわけですが、昨年は、イベント予算を中心に、事業そのものをカットしてきたという経緯がございます。

こういった反省のもとに、今年度は、事業につきましては、極力残す、継続することでの対応で取り組んでまいりました。しかし、全体予算規模として、極力執行を図るという中で、この5%の削減も提案をさせていただくところでございます。

これらにつきましては、それぞれ各種団体の関係がございます。今後、こういった団体に対して理解を求めていくという努力をしておきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 施政方針が基本的に美辞麗句でもっともらしく語られたまから言葉だなと、実態として見えてこないし、その実態は何だと言われれば、表面をさらっとなぜとるだけだと。私が求めた内容の関係も、じゃあ意識改革は何だと言ったら、常に原価意識を持てよと、前例にとられることなくと、こういうことを言われておるけれども、その内容も通り一遍でありきたりだなというふうな理解しかできないわけだ。

そうした点で、まさに町長が施政方針、ことし新年度からの1年の施政の方針という形で定められたその内容は、まさにまから言葉から一歩も出ていないというのが私の印象であります。

それから、新駅の関係で、学区の説明会をやった、やったと言うけれども、こんなも

のはだまし討ちだがや。新駅の問題で住民懇談会をやりますよなんて、そんなことは一言も書いてないわ。書いてなくて、会場に行ったら、いきなり「今日の懇談会は新駅を中心とした」なんていう、そんなだまし討ちをやって、住民の合意を得られたというのは、だまし町政のさらなる延長・発展を期すものだということではかないわけだ。

それと、もう一つは、行政を進めていく時に、住民に結果を報告するだけだと、どうしましょうかという、事業仕分けというのは、いろいろ申し上げたけれども、要は、幸田町の予算や事業の進め方・内容を住民の目線で住民に開かれた場で議論をしましょうよというのが事業仕分けの真髓なんですよ。

そういうことをほうっておいて、民主党政権がやっておるから、それじゃあおれんとも、そんなこと、あれは非常事態だと、こういう発想でしょう。だから、私はだめですよということを申し上げている。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） いずれにしても、この新駅の問題は、さまざまな面から議論をしまいでまいっており、特に先ほどの学区の懇談会は最後の場であったわけではありますが、十分、私は理解が得られておるといふふうに思っております。

何にいたしましても、伊藤議員のおっしゃる職員の意識改革を初めといたします問題につきましては、そういうふうに認識をいたしておりますし、まさに全体の奉仕者として、公務員としてあるべき姿を追って、使命感を持ってやっておってもらえるというふうに思いますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第14号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第15号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国保税の減少についてお尋ねをしたいというふうに思います。

前年度は7億6,800万、新年度予算は7億1,000万ということからすれば、5,700万円の減額というようになっておりますけれども、この15%減少となった要因についてお尋ねしたいというふうに思います。

それから、その算定基礎となります加入世帯と加入者数についてお答えがいただきたい。

3点目にお聞きしたいわけでありましてけれども、国は今まで応能・応益割合を50対50、平準化しなさいよということで進めてきました。以前には、80対20であったものが50、50になって、応益負担が強められて、そして高過ぎる国保税となってきたわけでありまして、そうした点からすれば、この50対50、いわゆる45%以上55%未満という、この法定減免をできる要件というものが撤廃をされたわけでありまして、ですから、この応能・応益割の比率に関係なく、法定減免ができるというふうになって

きました。

それで、今、非常に低所得者層に対しての負担が高い、こうした国保税の対応としまして、やはり国保税の引き下げというのは、住民意識調査の中でも出てくるほど、また私どもがいたしますアンケートにも、「国保税が高い」というような声が出てきている中で、引き下げということができるわけでありますけれども、この辺での対策を考えていくことができる一つの撤廃条件ではないかなというふうに思うわけであります。そうした点で、その対策を立てられるかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 国保税の今年度、22年度の予算額を大幅に引き下げましたけれども、その要因は、所得割額の減少を15%見込んだことによるものであります。町税の方の減少の見込みを、そのまま私どもとしても使うということにしました。

それから、22年度予算を立てるに当たっての世帯数や被保険者数でありますけれども、世帯数は4,700世帯を予定をしております。被保険者数は8,950人のうち、退職被保険者は600人ということであります。

それから、国保税の応能・応益割合という問題であります。これは、平等割と均等割については、それぞれ言われるように、法定減免制度というのがあります。7割、5割、2割というふうにあるわけであります。

これは、国の地方税法の施行令で、応能割合との比較で、応益割合が全体の税の中で45%以上55%の範囲内であれば、その7割、5割、2割の軽減を認めましょうということになっておって、そこから外れるようであると、例えば応益割合が45%以下であれば、10分の7の7割軽減を6割軽減にしなければならないというような縛りがあるわけであります。

これに関係する地方税法が今国会にかかっておりまして、それが通過することによって、地方税法の施行令も改正をされて、22年度には多分改正をされて、そしてこれが施行されていくであろうと、その縛りがなくなるだろうということであるわけであります。

ただ、私どもとすると、今すぐにその縛りが消えるだろうということ、22年度の税率をどうこうということをするには、あまりにも時間がありませんし、私たちとしては22年度中にはこの問題についてはどういうふうに対応をするのかということを検討しなければならないというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 所得割額の減少で国保税が減少になったよということですが、長引く不況によって、加入する世帯の所得が大幅に減少してきているということで、それが国保税にも影響されているわけでありますが、そうした点で、この国保税が前年度よりも減少したことによって、今度は国保会計が運営できるかということにつながってもくるわけでございますけれども、滞納も非常に大きな問題になるわけでありますが、何よりもこうした国保税のさらなる滞納につながっていくということも、国保会計自体が運営できるかということにもつながりかねない内容を持っているのではないかというふうに思うわけでありますけれども、そうした新年度予算に対する、この見込みという

点についての対応・対策、その点についてお尋ねしたいというふうに思います。

それから、今の法定減免の割合で縛りがなくなるという点でありますけれども、こうしたことによって、応能割に対しての強めると、以前のもとに戻す、所得に応じて税を納めるということが低所得者層の負担を減らしていくというふうに考えられるわけでありまして、しかしいずれにいたしましても国保加入者の人たちそのものが、もともとが健保に加入している人たちから比較をすると、収入が低くても限度額いっぱいというような人が非常に多くなってきている中で、もうこれ以上の国保税は支払うことができないというのが実態であるというふうに思うわけでありましてね。なおかつ、今度も限度額を引き上げるというような国の方向でありますけれども、こうした実態に見合った国保税の運営、徴収、そうしたものに切りかえていく、そのためには、やはり国庫負担をふやして、だれしものが安心して加入もし、支払いができる、こういう国保会計にしていかなければならないわけでありまして、そうした点で、この今の限度額の問題と、それから応能割の問題について、どう国保会計が安定的に運営ができるようにしていくか、その点についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 国保会計は、私どもが先ほど言いましたように、4,700世帯で運営をしなければならないわけでありましてけれども、これは非常に会計そのものとしては大変な事態に来ておるということは、前からも申し上げておるわけですが、一般会計からの繰入金も法定繰入れを中心として行っておって、何とか四苦八苦しておるわけですが、これは国の制度そのものにも基本的にはいろんな問題があって、今、それも含めて医療制度改革の会議が、後期高齢者医療制度の見直しも含めて議論されておるところであるわけでありましてけれども、この平成22年度の国保の会計の中では、特に歳入では、前期高齢者交付金を6,000万円増やしたと。これは、21年度実績に基づいて増やしたわけでありましてけれども、それと一方では、老人保健の拠出金、これは歳出の方ですが、こちらでは4,700万円減額をして、会計上は助かっておるわけです。

ですから、今回の高齢者の医療確保法、後期高齢者医療制度ができた法律ですが、その中で前期高齢者ができたということ、それから老人保健が廃止をされたこと、後期高齢者医療制度ができたことと、こういうような中で、22年度は落ちついた会計に少しはなってきたというふうには見ておるわけです。

この不景気の中で、国保税は非常に下がったわけですが、そういうところの会計のやりくりといいますか、いろんな医療制度の出し入れの中で、国保会計とすれば多少はやっぱり余裕ができた、というふうには私は見てもいいというふうに思っておるわけです。

それから、法定減免の問題でありますけれども、法定減免とは直接は関係ありませんが、そういう収入の低い人でも限度額になると。ちなみに、2人世帯で、国保というのは2人世帯ぐらが多いわけなんです。国保加入者が2人ということですね。2人の世帯で所得金額が100万円の人でも、国保税は実は幸田町の場合でも14万5,000円払っていただいております。200万円の人ですと、23万8,000円、これ

は普通の自分の住む家・屋敷がある人ということですから、ですから資産割も払っていただいておりますが、200万円だと23万8,000円、300万円だと30万9,000円ということで、300万円でも1割は国保税で払っていただくという制度になっておるわけです。

私どもが税率を決めて、皆さん方のご承認をいただいてやっておるわけですから、責任はもちろん町にあるわけですが、それほど高い国保税を払っていただかないことには、この国保会計が回っていかないという事情も確かにあるわけです。

ですけれども、私どもとすると、国保会計そのものを廃止をしたり、つぶしていくわけにはいかないものですから、こういう形で何とかやりくりをしていくということであるわけです。

そのじゃあ解決方法は、丸山議員が言われるように、国庫負担というところで増やしていただければ、私たちとすればそれはすぐに国保税を引き下げることにもつながるわけですが、そういう方向には現在のところ来ていません。

しかし、先ほど言いましたように、後期高齢者医療制度の廃止を含めた見直しをされておるわけですので、そういうところでの議論を待って、私たちとしては全体の医療制度の改革が行われるなら、それに合わせておつき合いしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） とにかく、所得の1割を国保税ということからいたしますと、収入の低い人も限度額を払わなければならない実態があるわけでありまして、そういう点からすれば、また今度、国は限度額の引き上げというようなことを言っているわけでありまして。そうした点で、今回、新年度予算では、そうした国保税の引き上げということが今予算では含まれているかどうか、あわせてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、引き上げをしなくても、新年度予算は十分これでやっていけるということなのかどうかでございます。

それから、この法定減免の縛りがなくなったことによる対応というのはこれからどう考えられていくのか、その点について再度お尋ねします。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） この22年度予算では、国保税の引き上げは考えておりません。法定限度額の引き上げも考えてはおりません。国は、一部上げるようなことになっておりますけれども、幸田町とすると現行でいきたいというふうに思っております。

それから、法定減免の対応ですけれども、先ほど言いましたように、22年度の4月から、この国会の状況もあるわけですので、国会の中で今議論されておる最中ですので、私どもがそれに合わせて22年度中に何らかの形でアクションを起こすというわけにはちょっといかないものですから、これは22年度中には、それでもしも見直しをするならどのようになるかということも含めて、検討していかなければならないということだというふうに私たちは思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。



休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時55分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 国保税の法定減免、いわゆる7割、5割、2割という減免をする場合、応能・応益の割合が45%から55%の、その範囲内でしかやっちゃあかんよと、それ以上やったってわしは見やへんよと。法定というのは、法に定められたことをやったら、それによる減収分は補てんをしますよという前提で法定減免という名前がついておるわけですよ。

ですから、そうした点で、法定減免にかかわる応能・応益の割合が撤廃されたという点でいけば、私はその内容を拡大をすると。拡大をしたことによって、国保財政に財政減が入る。それを補てんをするのが保険基盤安定基金というのがありますよね。そこから補てんをされるから、この減免の拡大をしたからといって、即、保険の国保財政に穴があくということじゃないですよ。ですから、そうした点からいけば、今の制度の縛りから、制度は残しながらも縛りを撤廃をしたというものを私は有効に生かしていただきたいんですよ。

そういう形の中で、先ほど言われたように、低所得者ほどその負担の割合というのはどんどん増えるわけですよ。先ほど言われた2人世帯で所得100万円が14万というのは、14.5%の負担だと、200万円であれば14%近いと、300万円だと10.12、3だと。こういう形で、所得が上がれば、その所得に対する負担の割合は総体的には減るけれども、絶対量としては多い。そういう中で、低所得者ほど負担の割合が重いという点からいけば、この法定減免をどううまく活用しながらやっていくかという点でいけば、知恵の出し方がもう少し選択が広がったというふうに思うんですよ。

そうした点で、その拡大を図っていただきたいということと、もう一つは、国保税は四つの課税項目、いわゆる所得割、資産割、これを応能負担、それから応益割が均等割、平等割と、こういう割合でその縛りがあったものですが、その縛りがなくなったんですから、応能割という、特に資産割にウエートを置くというのはおかしな話なんで、本来的には応能というのは所得に応じた能力という意味合いがあるわけですから、そこに若干のウエートを置くということも、これはやっぱり選択としてやっていく必要があるかと。そうした中で、この法定減免をうまく活用するという点でいけば、私は担当の知恵の出どころだというふうに思うわけですよ。そうした点で、どんな知恵を今考えておられるのかということ。

それから、もう一つは、こうした国保税の改定に合わせて、短期保険証、その保険証の有効期間はそれぞれの自治体でばらばらだったんですよ。1週間もあれば、1カ月もあれば、2カ月、3カ月、あるいは6カ月という、それぞれのばらばらな対応をしておったんですが、今回の改正案でいけば、6カ月以上だと。短期保険証は、二月、三月だ、場合によっては1週間で、しょっちゅう役所に顔を出さんと交付してやらんと、こうい

う血も涙もないやり方でしたけれども、そういう点からいけば、短期保険証の最低の交付期間は6カ月以上というふうになったんですが、そうした点で、幸田町が、今、短期証の実際の交付の期間と交付している件数はどれだけかという点で答弁がいただきたい。

それから、国会の中でこれから議論がされてくるというふうに思うわけですが、国保の広域化、広域化と言うともっともらしいわけですが、市町村国保を全部やめさせて、都道府県単位で全部まとめちゃうと、これが広域化ということなんですよ。

そうすると、市町村の議会で国保税や国保料をどうするかという議論の場が奪われていく。そして、押しなべて高いところの水準、高いところというのは、住民の負担の重い水準に合わせるという形で、国保の広域化というのがもし実行されてくるようなことになれば、それは大変なことでありますし、そのねらいは医療費を削減をしていくと、こういうことにあるわけですが、そうした動きについて、国保新聞というのがありますよね、その国保新聞の中ではどういう論調で展開されているのか、紹介がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 法定減免は、先ほど言われるように、応益割合が45から55%の間であれば、10分の7の7割軽減が適用ができると。それ以下の場合も決まっております、10分の6、これは100分の35未満の場合は10分の5、それから100分の35から45の間は10分の6と、こういうふうに法定で定まっておりますので、10分の7だけではないということなわけではありますが、保険基盤安定繰入金との絡みのご質問なわけですが、基本的に国保税を、例えばことし、来年度でありますと、合計で7億8,500万円を、この予算上、保険税として徴収をする予定にしておるわけですね、必要な額はそれだけと。この金額を徴収するのにどういう税率で取るのかということなわけでありまして、応能割を増やして応益割を減らすと、保険基盤安定負担金との関係での、ちょっと話がややこしくて、僕も考えながら言っているんですけども、単純に結びつかないということがあります。軽減対象者が増えれば、当然、保険基盤安定繰入金も増えるわけでありまして、必要な税額として7億8,000万円を徴収をしなければ、国保会計がやっていけないわけですから、それは保険基盤安定繰入金とは別に徴収をするということでご理解をいただかなければならないと思います。

それから、応能割にウエートを置くような方向でどうかということですが、確かに、縛りがなくなるわけですから、そういう意味では、7割、5割、2割軽減もそれと関係なしにやれるようになったので、私たちはこれは検討に十分値する内容だというふうに思っております。そのことは、国保新聞などでも、方向というのか、縛りがなくなるということが方向として出されておるわけですし、今、国会でもかかっておりますので、施行令の改正がされました段階で、これは、先ほどから言いますように、検討はしていかなければならないというふうに考えております。

それから、短期保険証のことを聞かれましたけれども、1カ月や6カ月というようなことで出しておるわけですが、その内容につきまして、今回、改正がされておるといふふうに言われましたが、私、ちょっとそのことについては承知はしていません。

それから、短期保険証を何枚出しているかということについても、今、私、ここに手元に資料がないものですから、これもお答えができませんので、後ほどにさせていただきますと思います。

それから、国保の広域化の問題ですが、これは今先ほど言いましたように、医療制度改革という、国の方で検討会議が開かれております。これは、基本的には広域化の方向だろうというふうに私たちは見ております。そのようにも、いろんな形で国保新聞でも言われておるわけですが、県単位と、その保険者がだれになるかというところが非常に難しいということで、都道府県がなるのか、あるいは後期高齢のような広域連合がやるのかというところでのいろんな議論はあるようですが、そういう方向にはなってきたおることです。

そうすると、国保会計が、市町村はなくなり、広域連合なり県なりになると、大きな規模になっていくということになると、国保会計そのものは、今のような幸田町のような脆弱な国保会計体質ではなくて、それは多少は余裕を持ったと言うとちょっと語弊がありますけれども、経営としてはやりやすくなるだろうと思うわけですが、市町村議会の関与はもちろん十分できるわけじゃありませんけれども、そうすると国保税が重くなるのか、あるいは医療費がそれによって削減されるのかと、そこまではどうなのかなということだと思います。

ただ、今の幸田の国保会計が非常にやっぱり厳しいものがあって、例えば1人の人が1,000万も2,000万もお医者さんにかかるといったことになると、これはもうもろに国保会計にも影響してくる、それぐらい人数が少ないわけですね。これは、幸田町よりももっと小さな人口も町も村もあるわけですので、そういうことを考えると、ある程度、保険制度というふうな観点で考えれば、大きい方がメリットがあるんじゃないかなということがあります。ですから、メリットもデメリットもいろいろあるということが言えると思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 基本的には、法定減免というものの考え方、今、あなたの言われたように、予算で見込んでおる税収7億8,500万、それは確保した上で法定減免をやった。その縛りがなくなることによって、その選択肢は広がってくるということは言えると思うんです。たとえ広がったとしても、7億8,500万という、その税額は確保していきますよという縛りの中でどう知恵を出していくかというのが、私は法改正を含めた形の中で、今後、いろんな市町の中でその知恵の出し合いという形の中で、私は選択肢はどんどんどんどん広がってくると思うんですよね。なぜ広がってくるかと言ったら、それだけ住民の負担が、加入者の負担がきつというところが前提なんですよ。

そうした中で、それをあいまいにするというのが国保の広域化、その大きなねらいは、医療費を削減をするという、まずその大前提という路線の中でどう医療費を削減をしていくか。それは、一つの市町村でやれば住民の顔が見えるし、住民の台所の状況も見えるから、やっぱり心が鈍ったり、メスが入れないということがある。そういう中で、一面、住民の暮らしを守っているという市町村国保の有利性があるわけですよ。それが広域化されて医療費削減という大前提のもとでやってくれば、国保なんかたまったもんじ

やないわけだ。

そういう点からいけば、今、そういう広域化と、あるいは医療費削減の路線からどう脱却化していくかという点でいけば、市町村の国保の努力なんていうのは微々たるものですよ、率直に申し上げて、全体からいけばね。

それは大もととして、国が以前のように国庫負担として45%負担しておった、現在は38.5%だと、その分母もどんどんどんどん切り縮めてやってきて、今日の国保財政を大変な状況に追い込んできたのは、国が負担を減らしたこと。

ですから、少なくとも国保を健全な姿にしていく、そして市町村国保が住民の暮らしや生活の状況、顔色を見ながら国保が運営できるようにするには、私は国庫負担の復元をする、45%まで負担をしていく。以前やっておったわけですから、それを3Kという形で、米と国鉄と国保だと言って、ばっさばっさに切っちゃったわけです。そういう中で進められてきたから、それを復元をしていく、もとに戻すということが私は大前提だというふうに思うわけですが、そういう見解についてはどういうふうに担当としてお考えなのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 先ほど答弁ができませんでした短期保険証の件ですけれども、現在、幸田町では1カ月では5件、3カ月では98件、6カ月では28件の合計132件の短期保険証を発行をしております。

それから、改正が行われるということにつきましては、これは高校生や中学生の子供の資格証の発行はだめですと、それは短期保険証に変えなさいというような法改正がされるということでは私どもは聞いておりますので、そのことだろうというふうに思います。

それから、国保の広域化の問題と医療費の削減の問題というのをちょっとごちゃまぜで議論をされておりますけれども、私はそれはまた別の問題だと思うわけです。

医療費の削減は、確かに国保会計や、あるいは健康保険制度の中では、それは削減されれば経営としては楽になるわけですが、そのことがいいか悪いかというのは、それはいろんな問題があるわけですので、それはともかくとして、広域化の問題で国保会計が、各市町村が持つておるのは、非常に先ほどから言いますように、脆弱であり、しかも高額な保険税を住民の皆さんに負担していただかなければならないというようなところにあるということは、事実であるわけです。

これが広域化をしたら、それじゃあ国保税が引き下がるのかどうなのかということについても、これは実は私どももそれはやってみなければわからないというか、法律やいろんな制度の改革の中で、そういうことも含めて当然提起されてくるわけですので、その場所で考えなければなりませんけれども、一概に単純にいくというふうにはちょっと思えないわけですが、少なくとも非常に低所得者の層についての負担というのは、今よりはよくなるんじゃないかなということは思います。

トータルとして、国庫負担がこの間大幅に引き下げられてきたというのも事実であります。その結果、市町村国保の会計は大変な状態になりました。国庫負担がもとに戻れば、当然、国保会計というのはかなり楽になりますし、国保税を引き下げたりすること

もありますけれども、いろんなそのほかの財政調整の方法とか、いろんなものがこの間、制度としてはどんどん変えられてきましたし、あるいは前期高齢者、後期高齢者、あるいは退職者医療制度とかいろんなことが入ってきましたので、そういうこともトータル的に考えていかないと非常に難しいということを申し上げておきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第16号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第17号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第17号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第18号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 後期高齢者医療保険料は、2年ごとの見直しであります。それで、この見直しについて言えば、人口の伸びと、それから医療費によって、それが加入者の保険料にはね返ってくるという仕組みになるわけでありますので、そうした点から、今度の愛知県の後期高齢者医療連合の引き上げというものについては、4.95%の引き上げということですが、この引き上げで、実際、この幸田町の75歳以上の高齢者の負担というのはどのようになったのか、引き上げられた人数を教えてくださいというふうに思いますが。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 引き上げられた人数というのは、ちょっともう一つ意味がわからなかったですけども、4.95%、幸田町の平均は6万6,000円ということであります。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 説明の時に、平均は6万6,800円という金額を説明の中で言われましたけれども、この4.95%の分がそれぞれ一人ずつになってくると平均が出てくるわけですけども、ただこの年収にした場合、どれぐらいの人たちがこの金額になるのかということをございますけれども、例えば所得割率に均等割というのは変わらないわけですよ。均等割は変わらない、けれども所得割率が7.85%になるわけですので、それぞれ所得の、とにかく入れば4万1,844円だよということですよ。減免制度もございますから、そうした点で、幸田町の加入者が今度の引き上げの影響を受ける人数は何人かということなんですけれども、それはわからないということでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 後期高齢者の加入人数は3,162人で見ておるわけです。この方々は、全員が引き上げの対象に当然なるわけであります。それで、平均金額が6万6,800円ということであります。

軽減の対象人数であります。9割軽減から2割軽減、あるいは被扶養者だったという人たちも含めまして、1,547人、約半数が軽減の対象だということであります。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 民主党は、この後期高齢者医療につきましては、廃止ということを書いてきたにもかかわらず、4年後ということからすれば、あと4年間は高齢者負担が2年ごとにかけてくるということですので、さらにもう2年後には医療費の保険料の引き上げということにつながるわけございまして、そうした点からすれば、非常に負担がかかってくるということございまして、こうした点で、減免制度も設けておまして、当初、2年間で、今まで保険料を払わなかった人たちにつきましては9割軽減だよというようなことでやっていたわけですが、それが今度、それぞれ軽減額によって人数というのがありましたら、出していただきたいなというふうに思います。

また、詳しくは予算特別委員会の方で行いますが、この軽減額と軽減の対象者を教えていただきたいなと思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 今の民主党政権が4年後ということをおいて、その準備を、先ほどから申し上げますように、医療制度改革の会でやっておるわけですが、システム改修だけでも2年かかるというスケジュールを立てておるわけです。ですから、これは本当にそれぐらい実際にはかかるわけでありまして、すぐにまた老人保健に戻っちゃうということだけでも相当のシステム改修で時間を要するわけですので、その4年が決して短いということを私は申し上げているわけじゃないんですけれども、一定の期間が必要だということは私としてもそうは思います。

それから、軽減の資料を提出をしろということだというふうに思いますので、それはそのようにさせていただきます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第18号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第19号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 65歳以上の人口と高齢化比率でございまして、人数をお答えいただきたい。これが、第1号保険料のこの6,376人という資料を出していただきましたけれども、これと同じでよいかということございまして、その点について確認をしたいというふうに思います。

それから、地域支援事業が事業仕分けの対象となったわけでありまして、その地域支援事業、これが訪問指導と配食サービス、転倒予防などを含む介護予防事業がこの事業仕分けの対象となったわけでありまして、

こうしたことは、非常に介護予防として重要なことではございますが、そうしたことが事業仕分けの対象となるということは、幸田町にとっても影響があるということですので、その影響と、それから対応はどのようにしていくのかということございまして、お尋ねしたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 65歳以上の人口でありますけれども、22年3月1日現在6,282人、高齢化率は16.79%ということであります。

今日出しました資料は、6,376人ということになっておりますけれども、これは途中で転入・転出、あるいは死亡などがあるものですから、そういうものも含めた人数であります。ですから、合致はしません。

それから、地域支援事業で事業仕分けの対象になったわけではありますが、その結果、国の予算は261億円から176億円の85億円が減額をされたということではありますが、県の方にどうなるかということを確認をいたしましたけれども、従来どおりで影響はないであろうという返事をいただきました。ですから、現時点では、この内容については全く私どもとしたら不明であります。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 1号保険料の段階別対象者人数と額でありますけれども、これが被保険者保険料ということになるわけですね。

そうしますと、保険料の額が2億8,247万3,100円というのがこの額になるわけですが、これが新年度予算では2億7,665万円というので、ずれが生じるわけがありますけれども、これは一応、第1号保険料の算定基礎となるものではないかなと私は理解しておったわけですが、ここのこの出していただいた資料と予算額とのずれがあるということは、これは新年度予算の対象者人数ではなくて、3月1日現在ということからすれば、じゃあ新年度予算を立てる時の算定基礎となるのはどのような時なのか、お尋ねしたいというふうに思います。

次に、この介護保険料が1号保険料と、それから2号保険料ということで、保険料収入があるわけですが、1号保険料は3年に1回の見直しで条例によって決められるわけがありますけれども、2号保険料の場合は、全然お構いなしに値上げをされてしまうということでもありますけれども、今回、毎年毎年、この2号保険料は改定をされるわけがありますが、この2号保険料は非常に大幅な値上げとなってきているということは、40歳から64歳までの負担が増えてきていると、これは国保加入者でも同じになるわけでありまして、見ますと、増えてきているわけですが、そうした点について、この点について説明がいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） この今日出しました資料は、3月1日現在の被保険者数を出ただけでありまして、それに保険料の年額を掛けたのが合計で2億8,247万3,100円ということになっておるとい資料だけであります。

ですから、非常に予算を立てる段階での人数とはまた違いますし、その時のそれぞれの段階ごとの保険料を掛ければいいというものではないわけなんです。それぞれ出たり入ったりいろいろあるものですから、そうびつたしになるような表を出す方が無理だということで、とりあえずのところは3月1日現在の試算表として出しておるといことでご理解いただきたいといます。

それから、2号保険料というのは、これは各健康保険者が徴収をしておるものであるわけでありまして、介護保険会計として徴収をしておるわけじゃない。40歳から65歳

未満の方については、各健康保険のところから徴収をして、それがここの介護保険特別会計の歳入の中では支払基金交付金として交付がされてくると、こういうふうなことでありますので、そのことについてどう値上げするかしらないかということは各保険者が判断することであって、この私どもの介護保険会計の方で判断しておるのじゃないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 2号保険料は支払基金交付金の中から交付をされているわけでありまして、そうした点からすれば、1,688万7,000円というのが金額でありまして、これからも2号保険料が毎年値上げされてきているということがうかがい知れるということではなかろうかというふうに思うわけであります。

そうしたことからすれば、また国税との関連も出てきますので、これ以上は申しませんけれども、それで地域支援事業、これが影響がない、従来どおりということであれば、これは事業仕分けの対象になったけれども、影響はないよということは、平成22年度だけの措置なのか、それとも今後これが対象となるから、また対応を考えておけよというようなことの意味合いでとっていいのかどうなのかということでございます。その点についてはいかがでしょうか。

ですから、この地域支援事業が事業仕分けの対象となったのは、費用効果がどうなのかということでの対象になったわけでありまして、やはり介護保険事業の中にあつて必要だと、大事だということであれば、やはりこれはきちっとその対応をされていくべきではないかというふうに思います。そうした点についてどう考えておられるのか、お伺いしたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（音部年秀君） 2号被保険者の保険料が1,688万7,000円と言われましたけれども、どういうことなのかちょっと私には理解ができません。これは、各健康保険の保険者が徴収をし、そして支払基金にそれが全国のやつが集められて、その支払基金から各介護保険特会に対して支払基金交付金として、私どもとすると介護給付費負担金の方では3億6,300万円、地域支援事業では360万円の交付がされるということで22年度予算は組んでおるということでありまして、先ほどの金額はちょっと私としては理解ができなかったです。

それから、地域支援事業が見直しの対象になっておるということでありましてけれども、それが来年度どうなるのか、再来年度どうなるかということは、私もさっぱりわかりませんし、これは県の担当者に聞いてもわからないと、こういうふうに言っておるわけですが、地域支援事業そのものは私たちは非常に大事だというふうに考えております。介護予防事業を主にやっておるわけでありまして、できるだけだれでもが介護のお世話にならずにびんぴんころりといきたいと、こういうふうなことに年寄りの皆さんは思っておられるわけですから、そういう意味では、介護予防事業を充実していくことは非常に大事なことだというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。



次に、第20号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

○14番（伊藤宗次君） 資料要求をしましたが、こんな資料、こんなと云ってはご無礼があるかもしれませんが、あなたも総合開発特別委員会に出て、幸田駅前の区画整理事業についての資金の動向、あるいは事業計画はどうだといった、そういう議論をしてきた経過があるでしょう。それを、パンフレット1枚で、資金計画を出せ、事業計画を出せと言ったから、出しましたよという、それが官僚の役人の物事の理解の仕方、とらえ方なんです。

そうした時に、私が総合開発特別委員会で申し上げた内容は、事業計画どおりにやるのかと言ったら、いや、計画どおりじゃない、計画的にやるんだと。計画どおりか、計画的かどうかと言ったら、その違いはへっちゃこちゃへっちゃこちゃ、何も私はあなたと言葉の遊びをしようなんとは思っておらんわけだ。こういう資料を出して、事足りていと、経過を踏まえた形の中で出されたこと自体が、非常に憤慨しとるわけだ。どういう理解をしとるのかと、人をおちょくるなよと、こういう気持ちです。

そうした時に、この中で見開きで、第4で、事業施行期間10年間で載っておるわけだ。この10年間にふさわしい資金計画が出されてしかるべきですよと、トータル的なものしか出ておらんわけだ、52億3,000万円。じゃあ、52億3,000万円が、この事業期間10年間の関係の中でどういうふうにならぬ年度別にならぬおるのか、そういう計画があるでしょう。その計画について、じゃあ現在はどういう状況にあるのか。そうした時に、10年間の事業ではとてもできないと。あなた方の都合、それは国の方の新政権の問題もあるだろう。これは新政権ばかりだつて、自民党の政権が続いたつて、この状況は一緒ですわ。そうした時に、だれが一番苦しむのか、だれが一番しわ寄せが来るのかと言ったら、2.9ヘクタールの中に住まいをし、営業をしている町民の皆さんですよ。

そうした時に、議会の中で言葉の遊びで、事業計画かと言ったら、いや計画的な問題だなんていうね、それで出された資料はこんなもんなんだ。どういう感覚かと、まず感覚からお尋ねをしたい。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） まず、見解を明らかにしておきたいと思います。

幸田町の幸田駅前土地区画整理事業で公にしている事業計画は、今日、お配りした資料、これです。これは法律に基づいて、土地区画整理法で定められた要件を、土地区画整理法52条の中で、市町村が計画決定する場合に何を定めるということが定められております。それは、施行者の名称、事業の施行期間、資金計画、事業の範囲、県がやる場合は、意見書の処理だとか、住宅選考、建設、これが定められた要件でありまして、公になっている図書はこれでありまして。

それから、伊藤議員がいつも事業計画は変更があるじゃないかということをお話しされますが、資金の動向だとか、そういったことは、法律行為を、まず役人的発想だとか質問の中に最初ありましたが、法律で定めた、この見解を、変更手続をとらないかというものが、施行令の第4条で事業計画の修正・変更の手続において、軽微な修正で行

うものを定めておりました、何でこの資料を出したかと言うと、特に都市計画で定められた施設が変更がある場合とか、あるいは施行区域が変更される、事業の施行期間の修正・変更は軽微な変更と扱い、それから道路につきましては、4メートル未満のものは扱いませんと、公園は10分の1の扱いだとか、資金計画の修正・変更も、実は9号まで、これ施行令で、大きな変更を伴わない場合は、縦覧だとか、そういった計画変更の手続をとらなくてもいいですよと、そういった意味合いで、実はこの資料を提出しました。

それから、総合開発特別委員会等で議員からの意見は、ことしには5億円を超える予算要求をさせていただいておるわけですし、私とその計画的だというお話を、言葉のやりとりをするつもりは全く私ありませんが、52億3,000万円を10年で平準化したら5億2,300万円、今までは21年1月7日に仮換地指定が行われて、土地区画整理法に基づく建物移転補償だとか、そういったことが計画的に行われるようになってきたと。そういうことからして、5億円の予算を毎年もらうというのは、先ほど議員も言われたように、一括交付金になると、全国知事会なんかも問題にしておる起債の扱いが、これはもう今、10分の7の起債を、皆、補助残に入れておるわけですが、一括交付金になった場合に不安があるということも事務的には慎重に考えておりますけれども、この資料を提出した形式というのは、土地区画整理法に基づいて行われている事業の内容について明らかにして、そして毎年度の予算につきましては、議会の議決を得て、あるいは実施計画のローリング計画の議会協議の中と、そういった形での審議だと、こういう認識でおりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 長々と得々と答弁されたけれども、みんなが右から左だ。自分を自己弁護しとるだけだ。だから、それが役人根性だ、官僚答弁だ。じゃあ、公にしておる資料はこれだけだよと、じゃあ公にした、この資料だけで事業をやっとるのか、そういう事業をやっとるのか。これは5億円を要求したから、10年になると52億3,000万と、ばか言っちゃいかん。それじゃあ、これで5年目だ、足らずまいがあるでしょう、4年間の足らずまいがある、その足らずまいはどうして補てんするのか。

それと、もう一つは、歳入歳出の資金計画表、こういうのがあるわな。これは公にしとらへんというのがあなた方の言い分だ。だけど、これを持たれて事業をやっておるでしょうが。その事業さえも、この22年度でいけば9億1,900万円、そういう資料がなぜ出せんのかと、私はそういうことを言っとるんだ。

それでなかったら、あなたの答弁で、その内容で、該当地区に住んでいる人たちに説明できるか、それだけで済むと思っておるのか。だから、住民の皆さんの感情等は全く抜きで、官僚答弁と役人根性で、こんなもんだと言ってやっとるわけだ。だから、幸田町の職員の意識レベルというのは、その程度なんです。

自己弁護のために、公にしとるものは法律に基づいてこうだと言いながら、実際の仕事は何をやっとるのか。計画が合わへんじゃないの。新年度、5億2,300万円の予算要求したから、52億3,000万円のベースですよと、そんな理屈が通るわけじゃないの。

じゃあ、この4年間、ちゃんとそれはどういうベースでやってきたのか、平準化したなら、初年度から5億2,300万でやっておるのか。だから、事業がこれから最盛期になった時にも、例えば10億の事業要望なり事業を進めていかないかん時に、5億2,300万円と、こういうことなんだな。そんなん自己弁護もいいとこだ。

だから、ここに通告してあるように、あなた方は場当たりじゃないかと、毎年毎年、計画、事業を策定する、策定した内容が事業計画ですと、来年はと言ったら、来年はまたその時だと、それでなければやれへんと、財源の見通しがいい中で勝手なことはできへんということなんだけれども、持たれるべき計画というのは、10年間、どういうベースで財源を確保するかというベースはあるでしょうと、それを出しなさいと言っとるんですよ。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 10年間の資金計画、10年間で52億3,000万をやりましょうと、10年で割れば5億2,300万円と、過去の4年間、これで5年目に入ることは事実です。事業費ベースでいきますと、今まで20%の消化ですから、それはとてもそういった形にはならない。22年度予算からは、これは先ほどからお話ししているように、21年1月7日に仮換地指定が行われて、今度は土地区画整理事業に基づく移転補償契約や整備費を上げていくと。今まで18年、19年、20年の時は、測量や仮換地指定へ向けての準備、そういった行為ですので、過去の4年間の扱いとは、21年、22年からの事業の進捗としては、その進度というのは理解がいただきたいと思えます。

それから、毎年度の資金計画を、これは補助の見通しだとか起債の裏づけ、あるいは一般会計からの繰り入れ、そういったものをきちっと見通してやっぱり議論をしていただくという形でないと、事務方が区画整理事業サイドは10億もやるんだと、繰出金はこれだけもらうんだと、こういうわけにもいきませんので、その点については、やはり特別会計で明らかにして、その中で議論をしていただくことですので、ぜひともその点についてはご理解を。

それから、役人的だと、2.9ヘクタールにお住まいの人は不安でしょうがないと、こういうお話ですが、これは伊藤議員から、私が4月に建設部長に参って、そういった不安に対して解消せよということで、6月から7月にかけて全員の方を対象に、あなたの移転の時期はこの時期になりますよと、ことしはこれだけの方を基本的にお願ひしていきますよと、そういったことを担当者は今年度も、これは毎年、関係者の皆さんにお話をして、移転の時期、あるいは準備の問題、こんなことをしてほしいと、そういった要望についてはひざ詰めでお話をして、その不安の解消に職員として努力をしていくと、そういったことで、私みたいなのが役人根性だと言われるのがちょっと理解ができませんので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そら、泥棒が私は泥棒でございませんとおっしゃると一緒です。今、あなたが言ったことが、まさに役人根性だ、官僚答弁だ。個々に、毎年毎年、ひざ詰め地権者と話をしておりますと、それは私は承知しとるわけだ。しかし、じゃあことしは

こうなりますよと、じゃあ来年どうしてくれるのかと言ったら、そんなものはわからへんと、そうでしょう。

事業費計画と事業計画はありながら、そのとおりに事が進んでおらんから、毎年、年度末になって、来年はこういうことですよという程度の説明で、じゃあ10年間でこの町がどうなっていくのか、どういうふうにするのかと、資金計画はどんなのかということがあらへんということなんです。あるか。あるとしたら、今、あるのはこれだけだ、直されたら知らんですよ、そういうものが出せないわけなんです。出せないけれども、計画は持たないかんわけだ。計画は何かと言ったら、長期の展望、2年先、3年先の計画なんかあらへんわけだ。2年先、3年先の計画がないというのは、場当たりなんだ。だから、場当たり計画で、それは場当たりだと言ったら、いや計画的だとか、計画どおりだとかと言う、それが言葉の遊びだということなんですよ。

住民の側として不安を解消するための努力の問題と、じゃあ幸田町が責任を持ってこの10年間でこの事業を完了しますよということが言い切れるかと言ったら、言い切れへんじゃないか。そういうものに対する不安があるわけじゃん。どんどんどんどん家が壊されて整地されながら、あの町がどうなるの、我が家はどうなるの、おれんところはいつ来るんだと言われたら、いや、もうちょっと待ってくれと、金の見通しが無いとか、そんな難しいことばかり言っとるわけだ、あなたたちはな。住民の視点に立って、じゃあどうしましょうかというのがない。だから、あなたは役人だと言うんだ。

ですから、私が申し上げたいのは、何も計画も資金計画もないというのが現状でしょうと。違うと言うなら、計画を出しなさいよ。現在でも、歳入歳出の資金計画の問題が出されております。このとおりでじゃあいかんへんけれども、できるだけ早期に2.9ヘクタールの駅前を完了したいと、次に続けていかないかんわけなんで、そうした時にどういう見本をつくって、これから事業をさらに拡大していこうといった時に住民の理解が得られるかと言ったら、場当たり計画で理解を得られておりますなんていう感覚になるのか。

そういう点でいけば、少なくとも公にされとるもんがどうだとかこうじゃなくて、あなた方自身も資金計画に基づいた事業計画を立てなければしょうがないわけじゃないか、そういうものを出しなさいよと言っとるわけですよ。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 全体計画は、今、ごらんいただいたとおり、52億3,000万余りで、18年度から27年度までであります。

今の段階、先ほど部長が説明しましたとおり、20%弱であります。最初はやっぱり費用はかからんですよ。後ろに行って、建物移転、こういう土地区画整理事業はそういう性質を持っておるわけで、そのことはご理解をいただけるというふうに思うわけですが、いずれにしても換地計画もきちっとして、いよいよ実行段階に入ったわけでありませう。

ことは5億ということは、破格の額であります。しかし、実際にそのベースでいきますと、7億から8億ぐらい投入せんと、最終的な年度にはおさまらんわけで、ただそれは計画に対してでありまして、恐らく52億より少なくなると思います。安くなる、

多分、思います。

これはお約束することはできんわけではありますが、いずれにしてもそういう状況の中で、換地も既に決まっておるわけですので、いかにして移転補償、建物を移転するかということに尽きるというふうに思います。

ただ、そういう面で、予定どおりいくかについては、私は一、二年、あるいは二、三年おくれるというふうに思っております。

そのことは、率直に、今、伊藤議員がおっしゃるように、地権者の関係に説明申し上げながら、その計画の実行段階、スケジュールを示していく必要があるだろうと、そういうふうには思っておりますが、いずれにしても公共施行でありますので、組合施行ではありませんので、このことはよくお示しをしながら、あるべき方向を示した上で理解と納得を得ていく努力はしていかなければならぬというふうに思います。

ただ、先ほどから申し上げているように、一、二年ないしは三年、それぐらいはおくれるのではないかと、このことは非常に懸念をいたしておりますが、そういう形で推移しておるのが率直な見通しであります。

計画については、実行予算ができればお示しすることができるかと思いますが、今、ちょっと私の段階で申し上げるのは差し控えさせていただきますが、早く示して、まず地権者、そして議会にも報告を申し上げながらいかなければいかんというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第20号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第21号議案及び第22号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第21号議案及び第22号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時48分

---

再開 午後 3時58分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第23号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 環境経済部長、この水道事業会計の予算説明は、ページ数を紹介して説明にかえると、そんなことをやったもんだから、副町長は真っ青になつとる。おれの上前をはねていきやがってと、おれ座つとる場があらへんがなと、いよいよこの席をおさらばしなあかんのかと、えらい心配しておった。そういう説明しかできんようじゃ困りますよということなんですよね。相手側が真っ青になって、いよいよおれも身の処し方まで考えなあかんかなとということまで追い込んじゃう。なかなかしたたかだなという思いもしながら、早速入っていきます。

432ページ、ここに「21年度幸田町水道事業予定貸借対照表」という表がござい

ます。その中で資産の部、432ページですよね、ここにこの予算書で初めて出てきたのが、(2)の無形固定資産、イ施設利用権、こういうのが出ているんですよ。今回初めてですわ。せめて、初めて項目に上がったものぐらい説明してもらわんと、つまらんことで、説明を、どういうことだということになると同時に、ここでいけば、利用権設定をしたということなんですよね、権利設定をしたと。権利設定をしたことによる、その費用が447万9,000円、22年度にいきますと、428ページですけども、これから7,284万1,000円に利用権設定が金額が上がってきた。まず、この設定の内容がどこにあるのかというのを説明をいただきたいということと、それからもう一つは、433ページの資本の部、その資本の部の5の資本金、(1)の自己資本金2億6,688万9,000円ですよね、これが429ページ、ここへ行きますと、5億347万9,000円、2億3,659万円増えてきておるわけですよ。つまり、この中で資本金の問題については、借入れも借入資本金というものの矛盾点や問題点もしてきた経過がございます。今回は、借入資本金というものについての議論をするつもりはございません。ただ、自己資本金がこのように増やしてきたと、そういう内容はどういうところに経営上の意図を持ってなされたのか。つまり、施設利用権の問題、自己資本金の問題について答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 説明に入ります前に、議案説明での不手際をおわびしておきます。例年並みで説明をしたつもりでおったんですが、大分落ちておったようで、申しわけございません。

432ページ、固定資産の部の無形固定資産、施設利用権でございますが、これについては、確かに今まであったものではございません。これにつきましては、ただいま坂崎の第3受水点の工事をことしからやっておりますが、企業庁が幸田町の第3受水点の建設に伴いまして送水管を延長するための仕事につきまして、その負担金は町において負担するというところでございます。

その負担をすることによりまして、施設をつくるわけでございますが、施設をつくった段階で、負担をしておるということで、その利用権が町にもあるということで、負担をしたお金相当額をこちらの方へ計上させていただいております。

それから、資本の部の自己資本金でございますが、例年に比べて非常に大きくなっておるということで、ここら辺のご説明もしなかったということでございますが、これにつきましては、減債積立金、事業をした際の企業債をしたものに対して償還をする関係で、その償還をするものについては、一度、減債積立金の方から自己資本金の方へ入れてということで、その金額と、それから建設改良積立金があるわけでございますが、事業進捗をするために建設改良積立金を取り崩して自己資本金に入れさせていただいたということで、21年度分につきましては2億円、22年につきましては、2億2,300万ですか、すべて自己資本の方へ取り崩して入れさせていただいたということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まず、施設利用権の関係ですが、いわゆる坂崎の第3受水点にかか

わって導水管を布設した、その費用負担ですと、こう説明ですが、そうすると今後、この費用が回り回って、貸借対照表でいきますと、これは資産の部に入ってくるわけですから、その資産の関係からいくと、減価償却の方に振り回ってくるという、そういう性格を持つ内容なのかどうなのか。

いわゆる、負担をしたんだと、施設をつくって、その施設にかかわる負担分を幸田町として出しなさいよと、そのことによって施設利用権の設定がされましたよと、権利設定がされたよと。権利設定がされたものに対する資産の関係がされてくるわけですから、それは減価償却にどういうふうに影響をしてくるのかと、こういうのが第1点目であります。

それから、自己資本金の関係で、減債積立金をこちらに組み入れましたよということですが、減債積立金は起債残高に対応して積み立てていくということですが、今年度末ですよ、21年度末の起債残高、元金は1億5,900万ぐらいですかということですよ。

そうした時に、今までもそういう減債積み立てはしてこられたわけだ。してきたけれども、自己資本金の方は一切手をつけずに、自己資本金が極めて少ないという形の中で借入資本金という項目でそれを上げてきた。しかし、借入資本金というのは起債に該当するわけですから、資本金が毎年毎年減っていくというのはおかしいじゃないかという議論をしてきました。

そして、今、あなたの答弁からいきますと、減債積立金をこちらの方に組み替えましたよと、借入資本金ではなくて減債積立金という形で自己資本金の方に回しましたよと、借入資本金はゼロにしましたと、しかし残高としては1億5,900万円何がしがありますよと、こういうことになってくるわけですが、会計上の貸借対照表の関係からいくと。それは、どういうふうな関係でそういうふうにされたのかということなんです。

それからもう一つは、429ページ、ここでは資本の部の剰余金で、(2)の中のロで建設改良積立金がゼロと、22年度はね、21年度は2億2,300万円余りだと。これについても、いわゆるそれは政策的な問題も含めて、建設改良積立金というのは、これからさらに事業を発展をし、延長して事業施行といった時に、一定の積み立てをしてそれに対応しますよということなんですよ。

しかし、ここでゼロにしたということは、今後、どういう形でやっていくのかというのが、いわゆる4条予算ですよ、資本勘定の中で留保金の中だけで対応していくというやり方しか資金の手だてがないわけなんで、だからこの関係で、貸借対照表の中で2億2,000万からの21年度の建設改良積立金をしておきながら、22年度ではそれをゼロにしたと。もう事業として、建設改良はこれ以上、もうそんな通常の予算の中でやっていきますよということじゃないですよ。というのは、どういう政策的な意図があつて、こういう操作をされたのか説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） まず、無形固定資産の利用権設定の関係でございますが、この減価償却につきましては、それぞれこの432ページの447万9,000円と428ページの7,284万1,000円というところでございますが、この施設利用権、

この金額を算出する中で、直接、減価償却分についてはここで直接引き落とししていくということでやるようにということで、定められております。

それから、自己資本金の方ですが、起債の償還でございます。減債積立金から一たん自己資本金の方へ移し、その後の1と2でございますが、2の方の企業債の償還に充てるということで、同額が企業債の方が減額されていくということでございます。

それから、建設改良積立金の関係でございますが、建設改良積立金が22年度でゼロになるということで、これについては以降どうするかということですが、議員言われますように、内部留保資金で対応するというところでございます。

その積み立てをなぜしないかということでございますが、積み立てする額が非常に少なくなってきたので、積み立てして、また年度末にはすぐ取り崩しをするということになりますので、ここでは減債積立金の方へ入れなかったということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まず、利用権設定の関係ですが、あなたの説明でいきますと、利用権設定で設定した金額は減価償却に相当する金額ですと、こういうことなんですよ。

そうしますと、じゃあ総額として県の方が幸田町にどれだけの利用権設定で負担をせよというものが出てきたのかということと、その償却の期間というのは、30年、50年という場合があるわけですよ。ですから、どういう資産が減価償却の対象費目として上がってきて、その総額は幾らで、その償却の年限はどれだけかと、それがなくなるまで施設利用権という形で金額がどっと上がってくるよと、減価償却というのはそういうもんですよ。けども、減価償却ということじゃなくて、施設利用権という形で、それが終わった段階で財産の帰属権が幸田町に移るということでしかないわけなんで、そういう内容はどうかということが1点ございます。

それから、建設改良積立金が、いや、わざわざ積み立てんでも内部留保でやっていけばいいよと、こういうことなんで、そうすると、要は、内部留保の金額と建設改良という形で財源手だてをしようというものが予算から消えていくわけなんですよ。いわゆる、議会の目からわからなくなると。その都度、内部留保金はどれだけあるのかと。4条予算で、足らずまは過年度留保資金からやりますよというだけで、それは帳じりを合わせるだけの4条予算の内容。じゃあ、内部留保はどういうふうに組み立てられているのかというのは、全く議会からの予算の姿からは見えなくなってくるわけですよ。こういう建設改良の積立金をやらないという点からいくと、表面的な理解だけでいきますと、財政の健全化というものの透明性が費目をゼロにしたことよって、透明性がなくなってくるわけですよ。それはどういうふうにお考えなのかということです。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） まず、利用権設定の減価償却の方でございますが、まずトータル金額として、まだ概々算と申しますか、平成21年から23年までの予定でございますので、負担を求められるのは、約1億2,000万ぐらいになるんじゃないかなと思います。

この管につきましては、持っていく管の2分の1、それから500メートルを超えた



分については、全額町ということでございます。約1億2,000万円ぐらいになると思います。

償却に関します耐用年数につきましては、15年でございます。そうしますと、減価償却をしていくのが、毎年事業が終わった段階で約760万円ぐらいに毎年なるんじゃないかなというふうに思います。

それから、建設積立金でございますが、内部留保資金だと非常にわかりにくいということで、ことしの場合、あえてここへ上げていくということになりますと、減債積立金の方へ500万ほど積んでおりますので、残りが約700万ぐらいになるわけでございます、22年の場合。そういう形で、その金額を短期間で取り崩すからということで計上しなかったわけでございますが、それを上げておいた方が透明性があるのか、それから決算議決をいただかないと、そこら辺のお金が動かさないような状況になりますので、そこら辺の手续といたしますか、会計上のことについては、ちょっとはつきりわかりませんので、特に問題ないようなら、少しでもこちらの方へ上げて明確化をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第23号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま一括議題となっております第3号議案から第5号議案までの3件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長は、ただいま付託いたしました議案の審議結果を3月19日までに取りまとめ、3月23日の本会議で報告を願います。

委員会の会議場は、お手元に印刷配付のとおりであります。よろしく願いいたします。

---

### 日程第3

○議長（鈴木三津男君） 日程第3、予算特別委員会の設置についてお諮りします。

ただいま議題となっております第14号議案から第23号議案までの10件は、内容も多岐にわたりますので、慎重審議を期すため予算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く14名といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） ご異議なしと認めます。

よって、平成22年度当初予算の10件は、議員14名を予算特別委員に選任し、付託することに決定いたしました。

ただいま設置された予算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いいたします。

委員長の互選は、3月10日午前9時より議場においてお願いいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長議

員である11番、大須賀好夫君をお願いいたします。

審議の結果は、3月19日までに取りまとめ、3月23日の本会議で報告を願います。

ここで、日程変更についてお諮りいたします。

本日をもって質疑はすべて終了しました。よって、3月9日火曜日の本会議は休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) ご異議なしと認めます。

よって、3月9日火曜日の本会議は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、3月23日午前9時から会議を再開しますので、よろしく願います。

長時間、ご苦労さまでした。

散会 午後 4時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年3月5日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 鈴 木 修 一

議 員 黒 柳 広 治